

平成 27 年 2 月相模原市教育委員会定例会

日 時 平成 27 年 2 月 5 日（木曜日）午後 2 時 00 分から午後 5 時 59 分まで

場 所 相模原市役所 第 3 委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

- 日程第 1（議案第 2 号） 平成 26 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について（教育局）
- 日程第 2（議案第 3 号） 平成 27 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について（教育局）
- 日程第 3（議案第 4 号） 相模原市登録文化財の登録にかかわる諮問について（生涯学習部）
- 日程第 4（議案第 5 号） いじめ防止等に関する施策の実施状況の検証にかかわる諮問について（学校教育部）
- 日程第 5（議案第 6 号） 相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について（生涯学習部）
- 日程第 6（議案第 7 号） 教育財産の取得の申出について（生涯学習部）
- 日程第 7（議案第 8 号） 相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について（教育総務室）
- 日程第 8（議案第 9 号） 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について（教育総務室）
- 日程第 9（議案第 10 号） 相模原市子どもの権利条例について（教育局）
- 日程第 10（議案第 11 号） 相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担等に関する条例について（こども育成部）
- 日程第 11（議案第 12 号） 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条

例について（教育環境部）

4. 閉 会

出席委員（5名）

委 員 長	永 井 博
委員長職務代理者	大 山 宜 秀
教 育 長	岡 本 実
委 員	田 中 美奈子
委 員	福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長	小野澤 敦 夫	教 育 環 境 部 長	大 貫 守
学 校 教 育 部 長	土 肥 正 高	学 校 教 育 部 参 事	長 嶋 正 樹
生 涯 学 習 部 長	小 山 秋 彦	こ だ も 育 成 部 長	佐 藤 暁
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	鈴 木 英 之	教 育 総 務 室 担 当 課 長	杉 山 吏 一
教 育 総 務 室 主 任	秋 山 雄 一 郎	教 育 局 参 事 兼 総 合 学 習 セ ン タ ー 所 長	金 井 秀 夫
総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長	宮 坂 賀 則	総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長	鈴 木 豊
学 務 課 長	馬 場 博 文	学 務 課 担 当 課 長	田 野 倉 和 美
学 校 保 健 課 長	萩 原 康 秋	学 校 保 健 課 総 括 副 主 幹	木 上 広 規
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 施 設 課 長	山 口 和 夫	学 校 施 設 課 担 当 課 長	小 杉 雅 彦
学 校 教 育 課 長	西 山 俊 彦	学 校 教 育 課 担 当 課 長	林 由 美 子
学 校 教 育 課 担 当 課 長	江 戸 谷 智 章	学 校 教 育 課 担 当 課 長	齋 藤 嘉 一
学 校 教 育 課 担 当 課 長	小 泉 勇	学 校 教 育 課 指 導 主 事	石 井 紀 子
教 職 員 課 長	二 宮 昭 夫	教 職 員 課 担 当 課 長	菊 池 政 弘
教 職 員 課 担 当 課 長	金 子 喜 裕	相 模 川 自 然 の 村 野 外 体 験 教 室 所 長	中 里 雅 子

相模川自然の村 野外体験教室 所長代理	足立原 浩 一	青少年相談 センター所長	小 畑 弘 文
青少年相談 センター担当課長	奈良田 明 美	生涯学習部参事 兼生涯学習課長	小 森 豊
生涯学習課 担当課長	島 田 欣 一	生涯学習課 担当課長	重 田 聡
生涯学習課主査	小 俣 貴 也	生涯学習部参事 兼文化財保護課長	小 俣 明 宏
文化財保護課 担当課長	鈴 木 敏 男	文化財保護課主査	木 村 弘 樹
文化財保護課主任	中 川 真 人	文化財保護課員 学 芸	内 田 真一郎
スポーツ課長	菊地原 央	スポーツ課 総括副主幹	江 濱 信
スポーツ課 総括副主幹	高 林 正 樹	図書館長	細 谷 正 行
生涯学習部参事 兼博物館長	菊地原 恒 市	こども育成部参事 兼こども青少年 課長	大 貫 雅 巳
こども青少年課 担当課長	太 田 修 二	こども青少年課 主査	櫻 井 智 美
こども育成部参事 兼保育課長	阿 部 菊 良	保育課担当課長	高 崎 久 嗣
事務局職員出席者 教育総務室主査	萩生田 成 光	教育総務室主事	齋 藤 竜 太

開 会

永井委員長 ただいまから相模原市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、大山委員と私、永井を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

平成 2 6 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

永井委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 2 号、平成 2 6 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第 2 号につきましてご説明申し上げます。

本議案は、平成 2 6 年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成 2 6 年度相模原市一般会計特別会計補正予算書及び予算に関する説明書 No. 2 の 3 ページをご覧いただきたいと存じます。

はじめに、3 月補正 No. 2 予算の全体の概要でございますが、第 1 条でございますように、歳入歳出予算の総額 2, 6 0 5 億 3, 5 0 0 万円から、歳入歳出それぞれ 1 2 億 6, 2 0 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2, 5 9 2 億 7, 3 0 0 万円とするものでございます。

1 6 ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「款 5 0 教育費」の補正額は、3 億 5, 5 9 7 万円の減額となっております。

補正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は、7.2%となり、0.1ポイントの減少となります。

続きまして、教育委員会所管に係る補正予算の主な内容につきましてご説明申し上げます。

62ページをご覧いただきたいと存じます。

「款50 教育費」、「項5 教育総務費」、「目10 事務局費」でございますが、説明欄1の「臨時的任用職員等経費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

2の「奨学基金積立金」につきましては、寄附金を奨学基金に積立するため、歳入歳出予算に計上するものでございます。

「目15 教育指導費」でございますが、説明欄1の「創意ある教育活動事業」及び2の「国際教育事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目18 総合学習センター費」でございますが、説明欄1の「施設維持管理費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目20 学校給食センター費」でございますが、説明欄1の「防災対策事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

大貫教育環境部長 続きまして、64ページをご覧いただきたいと存じます。

「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、説明欄2の「学校情報教育推進事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、説明欄1の「学校医等報酬」及び2の「学校給食単独校運営費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目15 教育振興費」でございますが、説明欄1の「要保護及び準要保護児童就学援助費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の「防災対策事業」から4の「小学校工事設計等委託」までにつきまして、不用額を減額するものでございます。

下段の「項15 中学校費」、「目10 学校保健費」でございますが、説明欄1の「中学校完全給食推進事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

「目15 教育振興費」でございますが、小学校費と同様に、説明欄1の「要保護及び準要保護生徒就学援助費」につきまして、不用額を減額するものでございます。

66ページをご覧いただきたいと存じます。

「目20 学校建設費」でございますが、説明欄1の「防災対策事業」及び2の「中学

校工事設計等委託」につきまして、不用額を減額するものでございます。

小山生涯学習部長 続きまして、68ページの上段の「項20 社会教育費」、「目25 公民館費」でございますが、説明欄1の「防災対策事業」及び2の「公民館整備事業」につきまして、不用額を減額するものでございます。

なお、「目25 公民館費」から「目45 博物館費」までの補正額の財源内訳欄にございます国庫支出金の増額及び減額につきましては、駐留軍等再編交付金及び特定防衛施設周辺整備調整交付金の充当額変更に伴い、財源更正するものでございます。

次に、関連する繰越明許費補正につきましてご説明を申し上げます。

大変恐れ入ります、7ページにお戻りいただきたいと存じます。

下段の「款50 教育費」、「項20 社会教育費」、公民館整備事業でございますが、麻溝まちづくりセンター・公民館整備事業につきまして、移転用地の選定に時間を要しておりますことから、本年度に予定しておりました基本設計業務委託につきまして、平成27年度の繰越明許費を設定するものでございます。

次に、関連する債務負担行為補正につきましてご説明申し上げます。

大変恐れ入ります、8ページをご覧くださいと存じます。

相模原麻溝公園競技場、相模原麻溝公園スポーツ広場指定管理経費につきましては、外周ジョギングコースの設置に伴い、債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

次に、関連する地方債補正につきましてご説明申し上げます。

9ページをご覧くださいと存じます。

下段の「教育債」でございますが、「教育施設整備費」から「公民館建設費」までにつきましては、事業費の確定等に伴い、減額するものでございます。

以上で、議案第2号、平成26年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 金額を見せていただいたときに、中学校完全給食推進事業の方で残額が多いということなのですが、どういうところからこれだけの不用額が出てきたかということをご説明いただきたいと思います。

萩原学校保健課長 今のご質問でございますが、予算上は、これまでの喫食率を見まして、

約50%ということで予算を設定してまいりましたが、やはり喫食率が落ちているということにより、これだけ不用額が出ているというところでございます。

田中委員 では、実際の現在の喫食率というのがどのくらいあるのかと、それに対して推進すべく、何か行っていることはあるのでしょうか。

萩原学校保健課長 現在の喫食率でございますが、最新の12月末現在で44.1%となっております。今年度当初から比べると、2ポイントくらい落ちているのが実情でございます。

これに対しましては、各学校のPTAの方にPRをしまして試食会を開催したり、給食ブログを作成しています。特に、今年度につきましては、これから中学校に入学する小学校6年生のPTAの方を対象に試食会を行っております。去年は中学校2校で行ったわけですけれども、今年度は中学校7校で、小学校6年生の保護者の方が給食を食べる機会を設けてございます。試食会では必ずアンケートを行うのですけれども、これを見ますとほとんど大半の方が、うわさではおいしくないという話なのだけれども、食べてみるとおいしいという感想ですので、これまでの風評的なところが、落ちている要因の1つになっているかなと考えてございます。

田中委員 確かにそうなのですよ。私も食べさせていただいたのですけれども、おいしいです。栄養バランスや、塩分のこととかいろんなことを考えての味つけだと思うのですが、実際に食べているのは子どもたちで、何故子どもたちが食べたくないのか。多分、親がそう言われて仕方なくお弁当をつくるとかはあると思うのですけれども、その辺も一緒に考えていただいて、別に子どもの好む味つけにしるということではなくて、きちんと塩分や体のことを考えているということを周知させながら、併せて、やはり家庭での食事のあり方ということをそれぞれ考えていかなければいけないのかなと思います。

福田委員 63ページの臨時的任用職員等経費のところでございますが、正規教職員を充当したというようなことだったのか、その背景を教えてくださいと思います。

鈴木教育総務室長 こちらの臨時的任用職員につきましては、当初予算である程度、例えば職員の方では、傷病あるいは育児休業、こういう欠員の場合に、この臨時的任用職員を入れるということで、想定の見込み数より減ったということでございます。

田中委員 歳出、16ページ、17ページのところで補正額の説明をいただいたのですが、補正額のうちの28.2%で、1ポイント落ちて7.2%、全体でということだと思っておりますが、この教育費の割合について、他市と比べてどうなのかをご説明いただきたいと思

います。

鈴木教育総務室長 教育費に係る構成比のご質問だと思いますが、今、手元に他市等の資料がございませんが、自治体の財政規模によって、この教育費は当然変わってきますし、学校施設の老朽化により、新たに建てるような場合については当然教育費も膨らんでいきます。政令市移行以前におきましては、本市でも教育費は大体10%程度でしたが、そのときの財政規模が2,000億円いくかいかないかということでございまして、ほかの市に比べて決して低いということはないと考えております。

田中委員 割合の問題だと思うので、金額的には、政令市移行以前よりはたくさん注いでいただいていると解釈してよろしいでしょうか。

鈴木教育総務室長 はい。

福田委員 少し大きいところで教えていただきたいのですが、65ページ、防災対策事業ということなのですが、今年度の主要な防災対策事業については、去年の段階できっとご説明もあったかと思うのですが、不用額が生じた理由はということなのかということをお教えいただきたいと思います。

大貫教育環境部長 防災・減災プログラムにつきましては、市全体でやっております。ほかの局の資料は手元にないのですが、本市におきましては、給食の施設整備で非常用電源の設置とか、避難所となります屋内運動場の改修、そういうものを行っております。ここに出ております執行残につきましては、いずれも予定価格よりも安く契約ができたことによるものでございます。

永井委員長 ほかによろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ございませんので、これより採決を行います。

議案第2号、平成26年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第2号は可決されました。

平成27年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算について

永井委員長 次に、日程2、議案第3号、平成27年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第3号につきましてご説明申し上げます。

本議案は、平成27年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

教育委員会の予算編成に当たりましては、新・相模原市総合計画中期実施計画や「人が財産」の理念に基づいたさがみはら教育を着実に推進するため、「小中学校の教育内容・支援・相談体制の充実」、「学校教育環境の整備と充実」や「市民の生涯学習・スポーツ環境などの充実」等に必要な経費を盛り込んだものでございます。

それでは、教育委員会の所掌に係る当初予算の概要を、平成27年度予算主要施策説明書に基づきまして説明させていただきます。

はじめに、平成27年度予算主要施策説明書の1ページをご覧いただきたいと存じます。

当初予算の相模原市全体の概要でございますが、歳入歳出予算の一般会計の総額は2,555億円で、前年度との比較では21億円の減額、0.8%の減少となっております。

12ページをご覧いただきたいと存じます。

中段の「款50 教育費」の予算額は217億1,413万円で、一般会計予算全体に占める教育費の割合は8.5%となり、前年度当初予算との比較では27億1,236万円の増額、14.3ポイントの上昇となります。

次に、主な事業につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、116ページをご覧いただきたいと存じます。

なお、新たな取り組みには新と記載してございます。

はじめに、「項5 教育総務費」、「目10 事務局費」でございますが、「防災教育推進事業」につきましては、平成27年度までに全小学校、中学校に緊急地震速報システムを整備し、防災教育の一層の深化・充実を進め、安全な学校生活の確保を図るものでございます。

「総合教育会議運営費」につきましては、教育の振興に関する施策の大綱についての協議等を行うため、市長と教育委員会で構成する総合教育会議を開催するものでございます。

「教職員任用経費」につきましては、本市の教員を希望する優秀な人材を採用するため、教員採用候補者選考試験を実施するものでございます。

また、県費負担教職員の給与負担等に係る事務及び権限の委譲に伴い、給与事務を行う

ためのシステムを整備するものでございます。

118ページをご覧いただきたいと存じます。

「目15 教育指導費」でございますが、「特別支援教育推進事業」につきましては、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行う体制を強化するため、全小・中学校に配置している支援教育支援員のうち、各学校の状況に応じ、20校に対して支援に当たる日数を増やすもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

中段の「児童・生徒健全育成事業」につきましては、学校・地域・教育委員会・市・関係機関等が連携し、児童・生徒の健全育成を図るため、学校でのいじめ防止の取組の推進やいじめ防止フォーラムの開催などを通じて、保護者、市民の方への啓発活動等を実施するものでございます。

また、小学校における様々な課題に対して、チームでの対応を図るため、前年より10校増やしまして、小学校23校に児童支援専任教諭を配置するもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

「目18 総合学習センター費」でございますが、「市民大学等実施経費」につきましては、社会の諸課題や身近な生活課題などに関する市民の学習欲求に応えるため、高等教育機関との共催により、相模原・町田大学地域コンソーシアムと連携しながら市民大学を開講し、学習機会の充実を図るとともに、地域の研究機関と連携して公開講座を開講するものでございます。

「さがみ風っ子教師塾事業」につきましては、さがみはら教育の発展と充実に寄与しようとする強い意志を持った教師志望者及び現職教員を対象に、さがみ風っ子教師塾を運営し、教育への情熱、使命感、幅広い教養を持った心豊かな人材を育てるものでございます。

120ページをご覧いただきたいと存じます。

「目20 学校給食センター費」でございますが、「施設運営費」につきましては、学校給食センターの円滑な運営を図るため、必要な備品等の整備を行うものでございます。

「目25 青少年相談センター費」でございますが、「青少年・教育相談事業」につきましては、青少年の心の問題にかかわる来所・電話相談業務及び小・中学校出張相談のさらなる充実を図るため、青少年教育カウンセラーを配置するとともに、不登校、いじめ、虐待、非行等の子どもを取り巻く環境に働きかけ、問題解決の役割を担うスクールソーシャルワーカーを増員し、配置するもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

122ページをご覧いただきたいと存じます。

「目30 野外体験教室費」でございますが、「野外体験教室活動費」につきましては、児童・生徒の創造性、主体性を育成するため、相模川ビレッジ若あゆと、ふじの体験の森やませみにおける集団宿泊生活及び多様な各種体験活動を支援するものでございます。

大貫教育環境部長 続きまして、中段の「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、「学童通学安全経費」につきましては、通学時における児童の安全確保を図るため、通学路へ学童通学安全指導員を配置する等、通学路の安全対策を実施するものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、「学校給食単独校運営費」につきましては、学校給食の充実と給食運営の効率化を図るため、単独校28校の給食調理業務を民間委託するとともに、備品等の整備を行うもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

「学校給食施設・設備整備事業」につきましては、宮上小学校の給食室を整備するため、必要な備品等の購入を行うもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

「目15 教育振興費」でございますが、「要保護及び準要保護児童就学援助費」につきましては、経済的理由により就学が困難な児童の保護者に対し、学用品等の就学経費を援助するもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

124ページをご覧いただきたいと存じます。

「目20 学校建設費」でございますが、「防災対策事業」につきましては、「さがみはら防災・減災プログラム」に位置付けて実施するもので、「給食室整備事業」につきましては、田名小学校ほか22校の学校給食単独校において、災害時に炊き出しを実施するため、非常用発電設備を整備するものでございます。

「小学校屋内運動場改修事業」につきましては、避難所となる屋内運動場のバリアフリー化及び床、壁、照明等について、九沢小学校ほか5校を改修するものでございます。

「防災対策施設整備事業」につきましては、屋内運動場の天井材等落下防止対策、受水槽耐震改修、屋外便所の設置及びヘリサインの整備を行うものでございます。

「小学校校舎等整備事業」でございますが、「給食室整備事業」につきましては、宮上小学校の給食室改築工事を実施するものでございます。

「トイレ整備事業」につきましては、学校トイレの快適性向上のため、旭小学校ほか7

校のトイレ整備を行うものでございます。

なお、はじめの「防災対策事業」から「小学校工事設計等委託」までにつきましては、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

126ページをご覧いただきたいと存じます。

「項15 中学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、「学校情報教育推進事業」につきましては、学習用及び校務用コンピュータ等の維持管理を行うものでございます。新たな取り組みといたしまして、校務の効率化を図るため、校務支援システムの導入を行うものでございます。

「目10 学校保健費」でございますが、「中学校完全給食推進事業」につきましては、デリバリー方式の給食を実施している30校に係る給食予約システムの運用、調理業務委託等を行うものでございます。

「目15 教育振興費」につきましては、小学校費と同様の経費を計上するものでございます。

「目20 学校建設費」でございますが、「防災対策事業」として、「さがみはら防災・減災プログラム」に位置付けて実施するもので、「中学校屋内運動場改修事業」につきましては、相原中学校ほか6校を改修するものでございます。

「防災対策施設整備事業」につきましては、武道場の天井材等落下防止対策、受水槽耐震改修及び屋外便所の設置を行うものでございます。

128ページをご覧いただきたいと存じます。

「中学校校舎等整備事業」、「トイレ整備事業」につきましては、相陽中学校ほか2校のトイレ整備を行うものでございます。

「空調設備整備事業」につきましては、子どもたちが快適な学校生活を送ることができるよう、相陽中学校ほか10校に空調設備を整備するものでございます。

なお、「防災対策事業」から「中学校工事設計等委託」までにつきましては、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

小山生涯学習部長 続きまして、「項20 社会教育費」、「目5 社会教育総務費」でございますが、「家庭教育啓発費」につきましては、家庭教育力向上のため、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対して学習機会及び情報の提供による支援を行うもので、特定財源として国庫支出金を見込むものでございます。

130ページをご覧いただきたいと存じます。

「目18 文化財保護費」でございますが、「文化財調査事業」につきましては、各種民間開発事業のほか、当麻地区整備促進事業に伴う埋蔵文化財の試掘調査を行うもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

文化財保護費の下段でございます「川尻石器時代遺跡用地購入事業」につきましては、国指定史跡の保存と活用を図るため、史跡指定値を取得するもので、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。

「目25 公民館費」でございますが、「相武台まちづくりセンター・公民館整備事業」につきましては、旧磯野台小学校B棟を改修し、老朽化した相武台まちづくりセンター・公民館を移転するものでございまして、特定財源として国庫支出金等を見込むものでございます。なお、この事業は平成27年度及び平成28年度の継続事業でございます。

「目30 図書館費」でございますが、「図書資料充実経費」につきましては、市民が必要とする図書資料の充実を図るため、図書、新聞、雑誌、紙芝居等の収集を行うもので、特定財源として暮らし潤いさがみはら寄附金を見込むものでございます。

「目35 視聴覚ライブラリー費」でございますが、「施設運営費」につきましては、視聴覚教育の振興を図るため、教材や機材の収集を行うものでございます。

続きまして、132ページをご覧いただきたいと存じます。

「目45 博物館費」でございますが、「展示・教育普及事業経費」につきましては、企画展示や講座・講演会等の教育普及事業を行うほか、開館20周年を記念いたしましたJAXAとの連携による企画展示や講座・講演会の開催、支援ボランティアの育成等の宇宙教育普及事業を実施するもので、特定財源といたしまして財産収入を見込むものでございます。

「項25 市民体育費」、「目5 市民体育総務費」でございますが、「各種体育大会等実施事業」につきましては、市民の体力づくりとスポーツの技術の向上を図るため、市民選手権、クロスカントリー大会等の各種体育大会の開催及びかながわ駅伝への選手の派遣を行うもので、特定財源といたしましてスポーツ振興くじ助成金を見込むものでございます。

「ホームタウンチーム連携・支援事業」につきましては、スポーツ振興やシティーセールスの推進及び市民の一体感の醸成を図るため、相模原市ホームタウンチーム等との連携・支援の充実を図る取り組みを行うものでございます。

「目10 体育施設費」でございますが、「(仮称)城山湖グラウンド施設整備事業」

につきましては、城山湖野球場を拡張し、新たにグラウンド1面を整備する工事等を行うもので、特定財源といたしまして市債を見込むものでございます。

「総合体育施設等検討事業」につきましては、キャンプ淵野辺留保地整備計画に基づき、キャンプ淵野辺留保地に武道館機能を有する総合体育施設等の整備の検討を行うものでございます。

次に、関連します継続費につきましてご説明申し上げます。

大変恐れ入ります、平成27年度相模原市一般会計予算書及び予算に関する説明書の8ページをご覧いただきたいと存じます。

別冊になりますが、平成27年度相模原市一般会計予算書と予算に関する説明書でございます。こちらの8ページでございますが、下段の「款50 教育費」、「項20 社会教育費」、「相武台まちづくりセンター・公民館整備事業」につきましては、同施設の移転整備を平成27年度から平成28年度までの2年度で実施するため、継続費とするものでございます。

次に、関連する地方債につきましてご説明を申し上げます。

10ページをご覧いただきたいと存じます。

下段の「教育債」でございますが、「小学校整備費」から「体育施設整備費」までの財源として起債するものでございます。

以上をもちまして、議案第3号、平成27年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算につきましての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願いを申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 まず、先ほどの構成比について、平成27年度は8.5%ということで、こんなに教育費にかけていただけるということでありがたいなと思いましたが、大きな事業が控えているのかなと感じました。その中で、118ページで、ふれあい教育事業の児童・生徒健全育成事業の方で、児童支援専任教諭の配置ということで23校となっています。今年度は10校、そしてさらに13校増やしていただくということで大変ありがたいと思っておりますが、こちらの23校は、学校側からの要請なのか、それともこちらの方で23校につけますよということで選ばれたのかということと、23校の学校名を、わかる範囲で教えていただけたらなと思います。

西山学校教育課長 今、ご質問いただきました児童支援専任教諭の配置でございますけれども、この児童支援専任教諭につきましては、校内児童支援体制の中心となって、学校全体の子どもたちの状況を把握したり、学級担任とともに子どもたちの指導や支援を行う中核となり、それに専念できるということで今年度から配置したもので、10校でございます。

まずはじめに、今年度の10校の配置校でございますが、新磯小学校、麻溝小学校、夢の丘小学校、田名小学校、田名北小学校、上溝小学校、星が丘小学校、大沢小学校、大島小学校、富士見小学校、以上10校に配置しております。新たな13校につきましては、調整中でございますので、ここでご報告することはできませんが、今年度の10校と、新たな13校につきましては、地域性であるとか、同じ中学校区の中にある複数の小学校同士に配置した方が、その後にそこで学んだ子どもたちが同じ中学校に入学するということでは、非常に望ましい関係が築かれますので、同じ中学校区の小学校同士や、こちらが学校を視察したり、見ている状況の中での学校の現状から、なるべく早期に配置する方がより効果が望まれる学校、このようなことを勘案いたしまして配置を考えているところでございます。

大山委員 124ページの学校建設費のところ、トイレや空調の整備事業の財源として国庫支出金があるのですが、この名目が何かわかれば、お教えいただきたいのですが。

山口学校施設課長 各学校施設の事業を行う場合については、国からの国庫補助金ということで交付を受けておりますけれども、国庫補助の割合等につきましては、対象事業費の3分の1を国庫補助金として毎年事業に際していただいているものでございます。全体事業の中で、それ以外のものにつきましては、市債を導入し、それ以外については、一般財源という仕組みになってございます。

名称につきましては、小学校建設費補助金という部分で、例えば屋内運動場につきましては、小学校屋内運動場改修事業交付金というような名目で、各事業ごとに、その名称で交付金をいただけるということになります。ですから、屋内運動場については屋内運動場に対して国庫補助が補助される、空調については空調という形で、それぞれの事業ごとに交付されております。

福田委員 119ページに戻るのでございますけれども、仕事の内容を少し教えていただきたいなと思う項目があります。ふれあい教育事業の中で小学校におけるチームとしての対応力向上のため児童支援専任教諭を配置するとありますが、チームとしての対応力向上のためと

いうところの補足をお願いしたいのと、同じ119ページに学校と地域の協働推進コーディネーターを小中学校に配置するとあります。このことについて、今、どういうことが行われているのか、あるいは、これからどういうことを目指されているのか、その辺のところを補足していただければと思います。

西山学校教育課長 児童支援専任教諭のチームとしての対応力向上のためということにつきましては、まず各学校において、様々な支援が必要な子どもへの対応であるとか、児童指導的な課題があった場合には、個々の教員が個でかかわるのではなくて、学校の組織としてかかわることが非常に重要であるということから、その学校の組織の中核を担うとともに、牽引する役割といたしまして、児童支援専任教諭を配置いたしました。これまで各学校には、児童指導の主任であるとか支援教育コーディネーターという役割の教員がおりましたが、大方それらの教員は学級担任を兼任しているため、なかなか組織としての対応力の力が発揮できないという現状がありまして、今年度よりそこに専念できるということで児童支援専任教諭を配置したものでございます。この児童支援専任教諭の方からは、自分のあいている時間を使って学校校内全体をまず見回した中で、課題がある場合は早期に担任の先生に知らせたり、また、保護者との対応等についても、その学級担任にアドバイスをしていくというような事例が挙がっております。学校全体で組織的な対応力が向上していると、私たちも評価をしているところでございます。

金井総合学習センター所長 続きまして、学校と地域の協働推進事業の事業内容についてご説明申し上げます。

学校と地域の協働推進コーディネーターを6校に配置しているものでございますが、各配置校からの推薦を受けまして、その推薦された方をコーディネーターとして委嘱いたしまして、学校における教育活動の支援を行っていただいています。具体的には、学校の環境整備にかかわる活動等に、地域の方または保護者等に呼びかけをしていただいて、ボランティアを募っていったり、それから、地域にある教育力を学校の授業や教育活動に活用するために、いわゆるゲストティーチャーとして学校に招いて、子どもたちの授業や活動を支援していただいたり、ご講演をいただいたりというような、教育活動をより豊かにするために地域の教育力を活用すること、また、中学校においては職場体験事業がございまして、その地域にある事業所を数多く回っていただいて、中学生の職場体験の受け入れ先を開拓したり、次年度につないでいったりというようなことをしていただいて、教職員の教育活動の支援、それから、より豊かなものにしていくというような活動を担っていただ

いております。

田中委員 121ページの青少年相談事業のところ、スクールソーシャルワーカーが3人から5人に増やしていただき、すごくプラスの面が多くて、大変ありがたいと思っております。それから、126ページの中学校費、学校管理費のところの全中学校に校務支援システムを導入し、校務の効率化を図るとあります。本当に先生方はやらなくてはいけないことがたくさんある大変な中で、多分効率を図るためのシステムを入れていただけないことだとと思うのですが、これはどういうシステムで、そして、本当に先生方の校務の効率化を図れるのか、ちょっとその辺のところを教えていただきたいと思います。

金井総合学習センター所長 この校務支援システムにつきましては、生徒の学籍に関するデータであったり、成績に関するデータを一括管理することによりまして、様々な帳票の作成や成績処理に当たって、これまでその都度データを打ち込んでいたり、いわゆるコンピュータ上のコピー・アンド・ペーストというようなことを繰り返し行っていたわけですが、その手間を省くことができるものでございまして、そのことによる事務処理に係る教職員の負担の軽減を図ることができるものでございます。あわせて、今まで同じような作業を何度も繰り返す中で起こり得る誤記入であったり、誤操作であったりという、その危険性を大幅に低減することもできるということで、校務の効率化と、それから情報に関する管理の安全性、この双方の確保が図られるものと考えております。また、そのことによって、教員のこれまで事務にかけていた時間を少しでも軽減することで、教員が生徒に向き合う時間であったり、授業の準備のために使う時間であったり、本来教員が最も時間をかけたいところに少しでも時間を確保していくことが可能になるなど、その支援になるものであると考えております。

永井委員長 先ほど3人の部長から説明をいただいたところが来年度特に力を入れているところだと想像できるのですが、総括的に来年度の予算の特徴といいますか、例年に比べてこういうものに力を入れてやるということがございましたら、お願いしたいと思います。

鈴木教育総務室長 先ほど田中委員からお話しいただきましたとおり、来年度については、基本的には拡充の方向でいっております。総括的に申し上げますと、今年度、各教育委員から点検・評価の中で個別にいただいた意見として、例えば予算には反映しませんが、家庭教育の啓発事業などでは、PTAが行う事業の開催日や時間の工夫をしていただきたいか、大きいところでは、児童・生徒の人権意識の向上、あるいは自己有用感、こういうものを育成する取り組みを進めていただきたい、また、様々な理由で支援を必要とする児

童・生徒の保護者や学校の多様なニーズに対応するなどの方向性をいただきました。こういう方向性をいただいた中で教育委員会では、それに対して、どのような事業をどういう形でやっていくのがよろしいのかという中で、厳しい財政状況の中ではありますが、先ほどお話が出ました児童支援専任教諭の配置校を拡充したり、スクールソーシャルワーカーの増員を図ったり、校務支援ソフトの導入などにより、先生が子どもたちに向き合う時間を確保していこうというのが大きい方向性を反映したものと考えております。今後も、各教育委員からいただいた意見をもとに教育予算、こういうものの拡充と施策の立案・推進を図っていききたいと、このように考えております。

大貫教育環境部長 教育環境部で1件、ご説明していないことがございまして、中期実施計画の中で、三大事業として、校舎の改造、屋内運動場の改修、トイレの整備工事を実施してきたわけですが、実施計画の査定の中で財政が厳しいということで、申し訳ないのですが、本年度は校舎の改造ができなくなったということがございます。そのかわりトイレは必ず全部やる、それから空調設備を新たに導入すると。校舎の改造にしわ寄せがってしまったということをご理解いただきたいと思います。

福田委員 123ページのところで教えていただきたいのですが、就学困難といいますが、今、児童の貧困化と言われている中で、就学援助の対象見込者数5,579という数字なのですが、この算出根拠と、昨年度と比べて増えているのか減っているのか、その辺のところはいかがでしょうか。

馬場学務課長 就学援助についてのご質問についてお答えいたします。

12月時点の認定状況でございますけれども、要保護及び準要保護認定者数は、小・中学校合わせて8,332人で、昨年と比べますと350人減少しております。全児童・生徒数が全体で昨年と比べて300人ほど減っていますので、少子化の影響や、リーマンショック以降、5年が経過して、その後の経済情勢が安定していること等が主な原因かなと思っております。

全児童・生徒数に占める就学援助者の割合、いわゆる認定率で見ますと、小学校では全体で援助者が14%、それから中学校では16%という割合で、全体を合わせますと約15%ほどかなと思います。これは、そんなに大きくは変わっていないというところです。永井委員長 他に質疑、ご意見等はよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ほかにありませんので、これより採決を行います。

議案第3号、平成27年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第3号は可決されました。

ここで休憩といたします。15分後、時計で3時15分から再開したいと存じます。

(休憩・14:59～15:15)

永井委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

相模原市登録文化財の登録にかかわる諮問について

永井委員長 次に、日程3、議案第4号、相模原市登録文化財の登録にかかわる諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第4号、相模原市文化財の登録にかかわる諮問についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年4月1日付で、新たに登録文化財として4件を登録いたしたく、相模原市文化財の保存及び活用に関する条例第31条の規定に基づき、相模原市文化財保護審議会に諮問をするものでございます。

今回登録いたします4件につきましては、事前に市文化財保護審議会が現地調査を行っており、その文化財的価値については確認をしているところでございます。

一番最後になりますが、12ページをご覧いただきたいと存じます。

表になってございますが、現在の市指定・登録文化財数の内訳でございます。現在の市の指定文化財は55件で、登録文化財は77件でございます。今回の4件を加えますと、市の登録文化財は81件となりまして、本市におけます市、県、国の指定登録文化財につきましては、合計で171件となるものでございます。

大変恐れ入ります、お戻りいただきまして、2ページをご覧いただきたいと存じます。

今回、登録文化財となる文化財の内容につきましてご説明を申し上げます。

1件目が「小倉橋」で、種別としましては有形文化財の建造物でございます。現在、相模川にかかります道路橋の中で最も古く、地域の近代化遺産として貴重な建造物と評価をされているところでございます。

次に、2件目が「青根小学校校舎」で、こちらも種別は有形文化財の建造物ございま

す。終戦前に建てられ、現存する市内唯一の小学校校舎として貴重な建造物となっております。

3件目が「旧陸軍電信第一連隊電信神社碑及び墓営訓辞碑」で、種別は有形文化財の歴史資料でございます。旧陸軍電信第一連隊の名残をとどめる数少ない軍都相模原を伝える貴重な歴史資料でございます。

4件目が「城山御林の江川ヒノキ」でございます。種別は天然記念物でございます。江戸時代から地域の人々が守り伝えた歴史的な自然景観でございます。貴重な天然記念物でございます。

なお、今回登録する文化財のうち、1から3は相模原市が所有で管理をするものでございます。4件目の城山御林でございますが、こちらにつきましては、神奈川県が所有するものでございます。

以上で、議案第4号、相模原市登録文化財の登録にかかわります諮問についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、引き続きまして、文化財の詳細につきましては、議案第4号の関係資料に基づきまして、文化財保護課の方から、スライドを使いましてご説明をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

木村文化財保護課主査 それでは、今回の登録文化財一覧4件につきまして、詳細を説明させていただきます。

まず、登録1、小倉橋でございます。昭和13年に完成しておりますアーチ橋で、非常に技術的に高いというところと、相模川にかかっている道路橋の中では、今、一番古いというところで、近代化遺産として非常に貴重であるという評価をしております。

場所でございますが、相模川の小倉から川尻間にかかっておりまして、少し上流には新小倉橋が既にかかっております。将来的にはこちらにリニアモーターカーの橋がかかるというような、そういった場所になっております。

全長は176m、幅が4.5mございまして、4つの非常に美しいアーチについての技術的な部分と、美観というところで非常に美しいという評価があります。また周辺には、かつてのダム建設前からあった溪谷が、いまだに残っていて、溪谷との調和というような景観的な面も非常に高く評価をされておまして、土木学会の「推奨土木遺産」、あるいは「かながわの橋100選」、「相模川八景」とか「かながわの景勝50選」というような形で、非常に評価をされている場所でございます。

昭和11年から昭和13年にかけての写真や、図面といった当時の景観がわかるような資料も残っておりまして、そちらも土木史的にも非常に貴重な資料となっております。

現在は、夏にライトアップや灯ろう流し等も行われておりまして、市民の方にも親しまれているというような橋でございます。

続きまして、青根小学校の校舎になりまして、昭和18年に国民学校として建てられているのですけれども、終戦前に建てられて、現存する市内唯一の小学校校舎でございます。したがって、市内初等教育の歴史を考える上で非常に貴重ということで、今回提案をさせていただきます。

場所につきましては、国道413号線を道志村方面に向かい、道志村の手前、山梨県境に近いところでございます。

こちらが現状の外観です。屋根がトタンで、外壁が横板に長くなる南京下見板張りというふうなものになっておりますけれども、延べ面積が1,238㎡でございます。

建築当初の写真がありますけれども、現状とほぼ変わっていないという感じがうかがえるかと思えます。現状でも非常に保存状態がよく、建築当初の状況をよく意識して改修等が行われているという状況です。

校舎内には、平面図が書かれている板図があります。これは設計図でございまして、建築当初の資料の1つとなり、裏面には、わかりづらいのですが、施工期間、棟梁の名前、それから参加した大工の名前とか出身地等が書いてありまして、地元の大工、あるいは東京の大工等が加わっているということがわかります。

それから、右の方は上棟のときの写真でございますが、こういった写真資料とか当時の証言をした記録等が残っていたり、この建築に当たって、村民を挙げて、村有林あるいは私有林等の方から材料を提供したり、あるいは労力として参加をしていただいたりということで、村を挙げてこの校舎を建てたという、そういうような経過が残っております。

戦後、青根村立、津久井町立を経て、現在、今の現役校舎として使われているという状況でございますが、先ほど言ったように、村民を挙げてつくったというようなこともありますので、地域の方も非常にこの校舎には、愛着あるいは誇り等を持っていて、今回のことについても、保存が図られる方向になっているということについて、地元としても、うれしく思っております。

続いて、旧陸軍電信第一連隊電信神社碑及び奠嘗訓辞碑になります。「奠」というのはちょっと難しいのですけれども、これは移すという、あるいは移設するというような意味

になります。こちらには石碑が2基ございまして、年代としては昭和14年になります。電信第一連隊の名残をとどめる数少ない歴史資料であり、軍都相模原の1つの貴重な資料ということで、今回提案をしております。

まず、電信神社碑の保管場所についてですが、北相中学校のすぐ隣に、以前、相模湖幼稚園があったのですが、今そこを私どもの埋蔵文化財整理室にしておりまして、現状ではそこに保管をしているという状況です。

続いて、もう1つ、奠営訓辞碑の方は、東大沼1丁目の国道16号線沿いを入っていったところにあります相模原市慰霊塔の中に現在建てられております。

電信第一連隊そのものは、相模原市内唯一の実戦部隊として、現在の米軍住宅のところにありました。

電信第一連隊の中の敷地の図でございまして、こちらのところに電信神社という神社が設けられていることが書いてあります。この神社は兵隊等が参拝等を行うために設けられているのですが、同じように、軍関係の施設にはこういった神社が、営内神社という言い方をしていますが、多く設けられておりますので、同じように、電信神社というのが電信連隊にちなんで建てられているのだというもので、今回ご紹介している石碑については、この神社の前にあった、いわゆる標石であったと考えられます。

この電信神社碑については、戦後、この米軍住宅に隣接する民家の土の中から発見され、その後、その民家の方が敷地内に保存していただいております。その後、平成23年に、現地保存は難しいということで、市の方で調査をしまして、現在は、市の方で保管をしているという状況です。

裏面には、これを建てた中隊の名前等も入っております。

もう1つ、奠営訓辞碑ですが、これは東京の中野の方から昭和14年にこの部隊が移転してきたという経過とか、その部隊自体の歴史や当時の連隊長の名前が書かれているものです。

こちら戦後、米軍住宅の中にあつたのですが、昭和37年に市の慰霊塔の方に移設をされて、現在に至っております。

この2つの石碑とも軍都相模原を象徴するというので、今回ご提案をしているというものです。

続いて、登録の4番になりまして、城山御林の江川ヒノキでございまして、この江川というのは代官の江川太郎左衛門にちなんだというもので、江川太郎左衛門がこの津久井地域

の御林等の管理に非常に携わっていて、そこから江川ヒノキと呼ばれて、現在も親しまれているというものです。

員数のところに1万2,000㎡強の面積とありますが、これが江川ヒノキと想定される部分を測量した面積になっております。

提案の理由としては、津久井地域の豊かな山林資源を現代に伝える貴重な天然記念物というのが、一番の特徴でございます。

場所につきましては、城山大橋を渡ったところにある、城山の北側の山裾に近い部分となります。航空写真の方がわかりやすいと思います。ここは、ほぼ全体的に国有林になっており、その一角の津久井湖に近い部分が江川ヒノキの場所となっております。

現在の御林の状況の写真ですが、周辺の散策路沿いには「かながわの美林50選」というものを示した案内板等も現在は立てられているという状況です。

1848年の資料に、この御林の中に描いた絵図がありまして、ここにこの年にヒノキを植えましたよというような表記があったり、あるいは、ここに江川太郎左衛門代官所というような、そういうような表記がありますので、江川太郎左衛門がこの御林の管理に携わっていたというところは、こちらでも伺えるという資料です。

また、古文書にも、ほぼ同じ年代に東京の羽村とか青梅の方からヒノキの苗木を、この御林に植えたよというような、そういうような資料も残っております。年代的なところの調査等については、切り株がありましたので、それをもとに年輪を数えていって、ほぼ150年、そうすると江川太郎左衛門の活躍した時期とかぶっておりますので、物的にも、ほぼ江川太郎左衛門がかかわった江川ヒノキであろうということが、調査によってわかっております。

また、城山御林自体が津久井の山林資源を象徴するような場所であって、例えば江戸城とか、お台場とか、あるいは京都御所とかに山林資源を提供しているというような、そういった資料も残っております。そういったことで、非常に地域の方々に大切に守られて現在に至っており、現在も県立城山公園という中の一部として、非常に大切に守られているというところで、今回この江川ヒノキを提案させていただいたという状況です。

以上で説明を終わります。

永井委員長 それでは、説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 本当に貴重な文化財というか、資料がたくさん相模原市にあるのだなというこ

とで、すごい関心を持って見せていただきました。ありがとうございます。その中で、城山御林の江川ヒノキについてなのですけれども、ほかの建造物とは違って、やはりヒノキって成長をどんどんしていくと思うのです。ちょっとわからないのですけれども、こういう天然記念物を維持していくというのは本当に大変だと思うのですが、現在は県が管理して公開していると記されていますが、今回、相模原市で登録文化財ということになれば、当然市の方で管理となっていくのかなと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。小俣文化財保護課長 今、お話しいただきました管理の問題でございますが、これは県に管理をしていただくということになります。所有者が県でございますので、市の文化財として登録されることについてご了解をいただき、引き続き県に管理をしていただくということになっております。

市民の方が所有している文化財等であれば、若干の補助金を交付するなどの支援をさせていただきます。

田中委員 そうなのですね、わかりました。

確認なのですけれども、所有という意味では県なのですね。

小俣文化財保護課長 そうです。

田中委員 でも、相模原市にあるからということでの登録ということによろしいのですね。

小俣文化財保護課長 そういうことです。

田中委員 わかりました。

永井委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、これより採決を行います。

議案第4号、相模原市登録文化財の登録にかかわる諮問についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第4号は可決されました。

いじめ防止等に関する施策の実施状況の検証にかかわる諮問について

永井委員長 次に、日程4、議案第5号、いじめ防止等に関する施策の実施状況の検証にかかわる諮問についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土肥学校教育部長 議案第5号、いじめ防止等に関する施策の実施状況の検証にかかわる
諮問についてをご説明申し上げます。

本議案は、平成26年度のいじめ防止等に関する施策の実施状況の検証に当たり、相模
原市子どものいじめに関する審議会に諮問することについて提案するものでございます。

詳細は、担当よりご説明申し上げます。

長嶋学校教育部参事 恐れ入りますが、議案第5号、いじめ防止等に関する施策の実施状
況の検証にかかわる諮問についてをご覧いただきたいと存じます。

諮問内容についてでございますが、1といたしまして、市が平成26年度に実施したい
じめ防止等の施策の実施状況の検証について、2といたしまして、市立小中学校が平成2
6年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証についてでございます。

恐れ入ります、1枚おめくりいただいて、関係資料1をご覧いただきたいと思ひます。

1、諮問する内容の(1)市が平成26年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況
についてでございますが、相模原市いじめ防止基本方針をもとに実施いたしましたいじめ
防止月間の取組、いじめ防止フォーラムの取組、児童支援専任教諭の取組などの様々な施
策について検証を行います。

(2)の市立小中学校が平成26年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況につい
てでございますが、各学校が4月に策定いたしました学校いじめ防止基本方針に沿った未
然防止のための取組やいじめの早期発見、適切な対応のための施策の実施状況等につい
て検証を行います。

2の答申までの流れでございますが、3月に市子どものいじめに関する審議会に諮問い
たしまして、6月に審議会からの答申をいただき、7月に教育委員会に答申を報告したい
と考えております。答申を踏まえまして、9月をめぐりに平成26年度のいじめ防止等に関
する施策の実施状況を公表する予定でございます。

なお、3にありますとおり、相模原市いじめの防止等に関する条例第16条で、毎年度
施策の実施状況について検証を行い、公表することが規定されております。相模原市いじ
め防止基本方針では、子どものいじめに関する審議会において検証するということが規定
されております。

子どものいじめに関する審議会委員の構成は、関係資料2のとおりでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよ
う、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いします。

田中委員 以前もご説明いただいたと思うのですが、答申までの流れは大体わかったのですが、年間で何回くらいの会議を予定しているかということをお教えください。

長嶋学校教育部参事 年間の開催回数がどの程度かということですが、必要に応じて開催させていただきますが、通常ですと大きな会議は3回程度と考えております。ただ、こういった諮問、答申ということがありますので、個々のご意見は適宜連絡させていただいて調整していきたいと考えております。

田中委員 5月と11月がいじめ防止月間ということで、フォーラムとか開いていただいて、広く市民の方にも呼びかけていただいていると思うのですが、たしか11月は虐待防止月間になっていると思います。そのことについては、担当部署が違うかと思いますが、何かそういうほかの機関との連携みたいなことは、今後、お考えになっているようなことはあるのでしょうか。

長嶋学校教育部参事 庁内の各関係機関が集まったネットワーク会議というのがございまして、そこでそれぞれの取り組み等を出していただいて、連携できるものは連携してこうというような取り組みをしているところでございますので、そういった中で話し合っ、検討していきたいと考えています。

田中委員 わかりました。

永井委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、これより採決を行います。

議案第5号、いじめ防止等に関する施策の実施状況の検証にかかわる諮問についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第5号は可決されました。

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について
永井委員長 次に、日程5、議案第6号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第6号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則につきましてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、相模原市立相原公民館の大規模改修工事及び増築工事の終了に伴いまして、その位置を仮設の施設の所在地から改修後の施設の所在地に変更する施行期日の定めをいたしたく提案するものでございます。

規則の内容でございますが、議案の2ページをご覧くださいと存じます。

こちら、議案第6号関係資料でございます。こちらにつきましては、昨年3月24日に相模原市議会で原案可決されました相模原市立公民館条例の一部を改正する条例でございます。この条例の第2条で、改修後に仮設の施設を元の所在地に戻すことを規定してございまして、附則で、第2条の規定は公布の日から起算して1年1カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとされております。

この施行期日を本議案の規則によりまして、平成27年3月28日とするものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いを申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 もう改修が既に済んでいてということで3月28日からだと思うのですが、その時から元の所在地で運営ができるようになるのでしょうか。

小森生涯学習課長 相原公民館の大規模改修工事につきましては、2月27日までの予定で現在も工事を行っております。工事終了後には検査等がございますので、そういった期間も見なければいけないということで、3月28日には移転をしたいのですが、今、仮設事務所は相原小学校の校舎を一部借りておりますので、そちらから移転作業をしたり、物品の整理等もありますので、実際にはもう少し早めの3月23日ぐらいから、元の位置で行いたいと考えております。また貸館は、4月14日からの予定でございます。なお、図書室につきましては、ちょうどその時期が図書整理日の期間と重なっておりますので、図書室の利用につきましては、4月19日日曜日から行うという予定で、今、進めております。

永井委員長 他に質疑、ご意見等はございませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第6号、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第6号は可決されました。

教育財産の取得の申出について

永井委員長 続いて、日程6、議案第7号、教育財産の取得の申出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山生涯学習部長 議案第7号、教育財産の取得の申出につきましてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、相武台まちづくりセンター・公民館の移転整備に伴いまして、移転予定地でございます新磯野リサイクルスクエアの建物の一部を教育財産として取得いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定により、市長に取得の申出をするものでございます。

中段の表をご覧くださいと存じます。

取得財産の名称は、市が所有する新磯野リサイクルスクエアでございます。

所在地につきましては、相模原市南区新磯野4丁目1番1号でございます。

取得財産の概要でございますが、鉄筋コンクリート造、3階建ての建物のうち、公民館として整備をいたします2階及び3階部分で、延べ床面積は約1,450㎡でございます。

財産の取得予定時期につきましては、移転整備が整います平成28年9月でございます。

議案書の2ページをご覧くださいと存じます。

案内図でございますが、図面の中央が現在の相武台まちづくりセンター及び公民館でございます。そこから、北西方向に約550mの位置に、現在の新磯野リサイクルスクエアがございます。この施設は、ごみの資源化・減量化に向けまして、家庭で不用となった家具類の再利用などを通じまして、市民の皆様にもリサイクルに対する理解を深めていただくための施設でございます。今回のこの移転に伴いまして、本年度末で閉鎖をする予定でございます。

続きまして、3ページをご覧くださいと存じます。

今回取得する財産につきましては、図面中央の太い実線で囲んだ部分でございまして、旧相模原市立磯野台小学校が平成13年3月に廃校となった後に設置された施設でございます。

続きまして、4ページをご覧くださいと存じます。

議案第7号関係資料でございます。相武台まちづくりセンター・公民館整備事業についてご説明を申し上げます。

まず、1の施設の概要についてでございますけれども、施設は相武台まちづくりセンターと相武台公民館、また、相武台高齢者支援センターの3施設が入る複合施設になることでございます。

建物全体の延べ床面積につきましては、2,252㎡でございます。廊下などの共有部分を除いた各施設の延べ床面積でございますが、まちづくりセンターが290.68㎡、公民館が920.57㎡、高齢者支援センターが50.0㎡でございます。そのほかに駐車場40台分、確保されているところでございます。

2の整備内容でございますけれども、(1)といたしまして、今回はまちづくりセンターと公民館の事務室を併設いたします。これにつきましては、自治会などの地域活動と公民館活動がこれまで以上に円滑に行えるよう、2つの事務室を1つの部屋に設置するものでございます。

次に、(2)といたしまして、高齢者支援センターを新設いたします。高齢者支援センターは、高齢者や介護予防の相談などの窓口で、現在の場所よりもわかりやすい本施設に移転をするものでございます。

(3)は、大会議室を拡充いたします。

(4)といたしまして、工作室及び多目的室を新設いたします。

(5)から(8)につきましては、設備関係の整備でございます。

3の諸室の配置についてでございます。

1階は、まちづくりセンター・公民館事務室、また、住民票などの交付等の窓口になります。それと、まちづくり会議室及び高齢者支援センターを設置してまいります。

2階につきましては、公民館施設として、大会議室、中会議室、コミュニティ室、料理実習室、工作室を設置いたします。

3階につきましても、公民館施設として、小会議室、多目的室、これが2部屋になります。あと、保育室、和室及び茶室を設置いたします。

最後に、4の今後の予定でございます。本年度に行っております実施設計が3月に完了いたしまして、その実施設計の図面等をもとに、本年7月から工事着手をいたしまして、平成28年7月に工事が完了する予定でございます。その後、開設に向けた準備を行いまして、平成28年9月に移転、供用開始をしていく予定でございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いをいたします。

福田委員 教育財産の取得についての質問ではないのですが、リサイクルスクエアの機能は、ほかの施設に移転するとか、廃止されるということなののでしょうか。ちょっと離れるかもしれませんが、気になる場所なので、わかれば教えていただきたいと。

小森生涯学習課長 この新磯野リサイクルスクエアにつきましては、リユース家具の展示や提供事業を行っております。それから新聞、衣類、雑誌、こういった資源物の受け入れを行っているリサイクルステーション事業というものをやっております。そのほかには、市の資源循環部の方で進めています、4Rというごみの資源化ですとか再利用ですとか、こういったものの周知・啓発を行う事業を行っております。今回、新磯野リサイクルスクエアにつきましては、3月末で一応閉じるわけですが、この機能を今後どうするかということにつきましては、資源循環部の方で検討を行っていますが、南清掃工場の敷地内に、この新磯野リサイクルスクエアを再整備して行うという形で進めているとお伺いしております。

当面、啓発事業などにつきましては、南清掃工場の2階にパネル等を展示してやっていきたいということと、あと、リユース家具の展示とか提供、こういったものにつきましては、橋本台にもリサイクルスクエアがございますので、そちらの方の展示室を拡充して行いたいという考えであるとお伺いしております。

それからリサイクルステーションにつきましては、とりあえず建物は閉鎖してしまうのですが、平成27年5月末までは、引き続き現在の場所で稼働し、今後代替の施設を確保して、リサイクルステーションの資源の受け入れ場所は確保していくと、そういうふうにお伺いしております。

永井委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、これより採決を行います。

議案第7号、教育財産の取得の申出についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第7号は可決されました。

相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について

永井委員長 続いて、日程7、議案第8号、相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第8号、相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市証人等の実費弁償に関する条例における実費弁償の支給の対象者として、平成27年度から新たに設置することとなりました総合教育会議に出席した関係者を追加するための改正を行うに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

関係資料1をご覧いただきたいと存じます。

昨年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の改正により、地方教育行政に係る制度改正が本年4月1日から施行されることとなりました。関係資料1につきましては、この改正により新たに設けられました総合教育会議に関する条文の抜粋になります。

この第1条の4第1項におきましては、市長が総合教育会議を設けること及び会議において協議・調整を行う事項、第2項におきましては、会議が市長と教育委員会により構成されること、第3項におきましては、会議は市長が招集すること、第4項におきましては、教育委員会が市長に会議の招集を求めることができること、第5項でございますが、会議が必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができることが規定されております。

この第5項に定められた関係者が、今回、市長から意見を求められている実費弁償の支給の対象者でございます。

次に、関係資料2をご覧いただきたいと存じます。

条例の新旧対照表となりますが、裏面をご覧ください。

第2条第1項第10号として、総合教育会議に出席した関係者を追加することで、当該関係者に実費弁償を支払うことができることとするものでございます。また、本条例の施行期日につきましては、改正法の施行日と同日の平成27年4月1日とするものでございます。

以上で、議案第8号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、ないようですので、これより採決を行います。

議案第8号、相模原市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第8号は可決されました。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

永井委員長 続いて、日程8、議案第9号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鈴木教育総務室長 議案第9号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行によりまして、教育長が特別職となることに伴い、その給料の額等を相模原市特別職報酬等審議会の審議対象とすることについて、同法第29条の規定により、市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

関係資料をご覧いただきたいと存じます。

1、改正の経緯及び内容についてでございます。現在の教育長は、地方公務員法が適用

されるため、同法上の一般職であると位置付けられておりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正が本年4月1日に施行されることに伴い、施行日以降に任命される教育長につきましては、議会の同意を得て、市長が直接任命するため、地方公務員法上の特別職に該当することとなったものでございます。

裏面をご覧いただきたいと存じます。

現在の教育長を含む一般職の職員の給料の額等を決定するには、給料の額等に係る条例の案について議会が審議することとなりますが、さらなる公正性や客観性の担保のため、地方公務員法の規定により、人事委員会が議会へ意見を申し出ることとなっており、その意見を踏まえて議会における審議が行われます。

改正法に基づき新たに任命される教育長につきましては、特別職のため地方公務員法が適用されず、人事委員会から議会への意見の申し出が行われないことから、公正性・客観性の担保のため、本条例の改正により、相模原市特別職報酬等審議会での審議を経て、条例案を作成することとするものでございます。

具体的には、新旧対照表にありますとおり、同審議会の審議の対象に教育長を追加するものでございます。

次に、2、施行期日についてでございますが、改正の施行期日は、改正法の施行日と同日の平成27年4月1日とするものでございます。ただし、改正前の法律に基づき任命され、改正法の施行日に在職している現教育長は、その任期中に限り、従前の例により在職するとの経過措置が規定されていることに伴い、改正前の法律に基づき任命された教育長につきましては、適用がされません。

以上で、議案第9号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

何かございますか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ないようですので、これより採決を行います。

議案第9号、附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第9号は可決されました。

ここで休憩といたします。それでは、4時20分より再開いたします。

(休憩・16:08～16:20)

永井委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

相模原市子どもの権利条例について

永井委員長 日程9、議案第10号、相模原市子どもの権利条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤教育局長 議案第10号、相模原市子どもの権利条例につきましてご説明申し上げます。

議案の10ページをご覧いただきたいと存じます。

はじめに、提案の理由についてでございますが、子どもの権利の理念、権利侵害からの救済、市民及び市の役割を明らかにし、市民と市が一体となって、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが本来持っている権利を保障するために、必要な事項に関して所要の定めをすることにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたくご提案するものでございます。

条例の制定に当たりましては、昨年12月15日から1月21日までの期間でパブリックコメントを実施いたしまして、市民の皆様のご意見を募集いたしました。実施結果についてでございますが、10人の方から46件のご意見をいただきましたが、条例案の修正を伴う内容はございませんでした。

それでは、条例制定の背景につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の関係資料1、相模原市子どもの権利条例の概要をご覧いただきたいと存じます。

本市では、現在、相模原市次世代育成支援行動計画に基づき、子どもを権利の主体として尊重する取組を進めております。しかし、少子化等の進行や地域コミュニティの希薄化などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、いじめ、虐待等、子どもの権利侵害が社会問題となっているほか、子どもの自立性及び社会性を身につけていく機会が減っているとされており、本市におきましても、子どもが生き生きと自分らしく成長し、発達していくためには、子どもの権利の保障に向けた取組をより一層推進していくことが必要

となっております。

このため、子どもの権利の理念及び保障、権利の侵害に関する相談及び救済、子どもに関する施策の推進等を明らかにすることによりまして、子どもが自らの大切な権利を理解できるよう支援するとともに、市民と市が一体となって、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが本来持っている権利を保障するため、相模原市子どもの権利条例を制定することといたしたものでございます。

次に、条例の構成につきましてご説明をさせていただきます。

戻りまして、議案をご覧いただきたいと存じます。

条例は、前文ほか8つの章で構成しております。主な内容につきましては、前文といたしまして、子どもの権利に関する総括的な考え方や、子ども自らの権利保障と他者の権利尊重の関係及び大人が子どもの権利保障を進める上での役割などを示し、子どもの権利を保障するという本条例の制定趣旨を規定しております。

2ページ、中段をご覧いただきたいと存じます。

第1章、総則につきましては、条例の目的や言葉の定義について規定しております。

3ページをご覧いただきたいと存じます。

第2章、子どもの権利につきましては、子どもの権利は、子どもが生まれながらに持っているものとして保障されること、子どもを権利の主体として尊重することなどを規定するほか、保障されるべき権利として、安心して生きる権利、心身ともに豊かに育つ権利、虐待、暴力、いじめなどを受けないこと、犯罪、危険その他有害な環境から守られることなど、自分を守り、守られる権利、地域及び社会に参加する権利を掲げております。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

第3章、子どもの権利の保障につきましては、市、保護者、市内の学校、児童福祉施設などの子どもが学び、活動する施設関係者、地域住民等の責務を規定するほか、子どもが安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めることなどを規定しております。

5ページ、中段をご覧いただきたいと存じます。

第4章、子どもの意見表明及び参加につきましては、子どもに関する施策や取組について、子どもが意見を表明し、参加する機会を確保するよう努めることなどを規定するほか、子どもにわかりやすい情報発信等に努めることを規定しております。

5ページ、下段をご覧いただきたいと存じます。

第5章、子育て家庭への支援につきましては、子どもが安心して生活することができま
すよう、子育て家庭への支援を行うことなどを規定するほか、配慮を必要とする子育て家
庭に対しては、状況に応じた支援を行うことを規定しております。

6ページをご覧いただきたいと存じます。

第6章、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済につきましては、子どもの権利の侵
害に関する相談に応じ、権利の侵害からの救済に対応するため、子どもの権利救済委員を
置くことを規定するとともに、救済委員の職務や責務、救済の申し出の対象となる範囲な
どを規定するほか、救済委員の職務の遂行を補佐するため、子どもの権利相談員を置くこ
となどを規定しております。

9ページをご覧いただきたいと存じます。

第7章、子どもに関する施策の推進につきましては、子どもに関する市の施策を推進す
るに当たって、子どもの権利の保障に資するために配慮する事項を規定するほか、さがみ
はら子どもの権利の日を設けることなどを規定しております。

第8章、雑則につきましては、委任事項について規定しております。

また、附則といたしまして、施行期日につきましては、交付の日から施行することとし
ており、平成27年4月1日を予定しております。ただし、第6章の子ども権利の侵害
に関する相談及び救済に係る規定は、公布日から1年を超えない範囲内において、規則で
定める日から施行することとしております。

相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につ
きましては、本条例に規定する子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員を非常勤特
別職とし、職名及び報酬額を加える改正を本条例で一括提案するものでございます。

条例の構成につきましては、以上でございます。

今後のスケジュールについてでございますが、ここで開催されます市議会3月定例会議
へ条例案を提案する予定となっております。

以上で、議案第10号、相模原市子どもの権利条例につきましてのご説明を終わらせて
いただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いを
いたします。

福田委員 子どもの権利条約から随分時間が経っており、また、他市においても、同様な
条例等が出されておりますが、本市で、今回、この条例を制定するということについて、

どのような背景があるのかを補足していただければと思います。

大貫こども青少年課長 条例制定の背景でございます。昨今の少子化、それから核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化等、子どもを取り巻く環境が大きく変化していること、特に虐待ですとか、いじめ等ですとか、深刻な子どもの権利の侵害がかなり社会問題となっている部分もございます。こうした中、本市は、平成15年から子どもの権利条例の制定に向けた検討を進めてまいりまして、その後、意識醸成を継続的に取り組んできたところでございます。そういった中で、昨年、策定に当たって、審議会を設置いたしまして、10回ほど議論を重ね、その議論の結果、答申を受けた中で、今回の条例の提案ということでございます。

田中委員 言葉の説明をいただきたいなと思っております。2ページにあります総則の中の定義の中で、「子ども」とは、18歳未満の者その他これと等しく子どもの権利を認めることが適当である者というところのその他の部分で、何か例を出していただきたいと思っております。

それから、5ページの子どもの意見表明及び参加の機会の確保ということで、子どもたちが主張するというか、何かそういう機会を設けるといふふうになっていたと思うのですが、具体的に今、どういうことを想定されているかということをお教えください。

大貫こども青少年課長 最初に、2ページのその他認める者の定義でございますけれども、本条例は、児童福祉法に基づきます18歳ということを中心に考えてございますが、18歳であっても、例えば、高校3年生では18歳に達するお子さんもおられるということもございまして、具体的に申し上げますと、高校在学中については認めていく方向ということでございます。この内容につきましては、改めて規則の中できちんと定義をさせていただきたいと思っております。

それから、子どもが実際に参加する機会をどのように考えているのかというお話でございますが、この権利条例を制定する中でも、子どもからどのように意見を聴くかという議論を審議会の中でいたしまして、実際には、こどもミーティングを3回開催しまして、90名近いお子さんに参加していただきました。そこへは審議会の委員も入っていただいて、ファシリテーターとして、直接お子さんから意見を聴く機会、これは教育委員会とも連携してやらせていただいたのですけれども、そういったことも1つの機会かなと考えます。

ほかには、子ども会議ということが全国的には条例で定めているところもありますので、子どもが自ら自分たちの力で、自らの言葉で発信できるような機会を考えていかなければ

いけないかなと考えます。ただ、この部分は、他の市町村の状況を聞いても、言うのは簡単ですが、なかなか難しいということがございますので、この辺も教育委員会を含めた関係機関と連携しながら、どういう形がいいのかなということは考えていきたいと思っております。

それから、例えば、ジュニア・市政モニターみたいなものも、1つの意見聴取のツールかなということもありまして、今回、条例を制定するに当たっても、そういったところからも、子どもたちが今抱えている課題、問題、そういったものを聞きまして、それを審議会の委員に情報提供したというケースもありますから、この辺も使っていただければいいかなと思っております。

田中委員 もうひとつ子どもの定義についてですが、高校生までは認めるということでしたが、例えば、学校に1年間行けなくて、19歳で高校3年生になったとか、専門性のある5年制の高等専門学校に行っている子たちに関しては、例えば、在学中は子どもとみなすのか、それとも、やっぱり18歳の高校3年生までだよということ考えてよろしいのでしょうか。すみません、細かいことで申し訳ないのですが、お願いします。

大貫こども青少年課長 そういった子どもも当然含まれる方向で考えてはございます。今、委員がおっしゃるように、いろんなケース、いろんな場合があると思います。それはその都度、きちんと議論した中で決定をするということでもありますけれども、基本的な姿勢としては、守るべきものは守っていくというスタンスに立って考えていきたいと思っております。

福田委員 先ほどの子どもの意見表明及び参加等につきましては、学校教育の方から見えていくということで、先ほど話もありましたが、やはり子どもの力をつけていくというような観点から、この子どもの権利というのを捉えていくことも、一方では必要だと思うのです。児童相談所等が政令市になってできたことで、非常にリアルに本市の権利侵害の状況なども見えてきた上でのことだと私は考えているのですが、政令市移行後、こういうものができていくという中で、特色になるようなものというものを出しているのではないかなと思うのですが、相模原市ならではの条例の特色というところがあれば、ご説明願いたいと思います。

大貫こども青少年課長 条例の中身における本市の特色ということでございます。他市の条例にないものというものはないので、私どもがこの条例を委員会、審議会の中で議論している中で、特色として今考えてございますのは3点ございまして、まず1点

は、子どもの権利を保障するに当たっては、子育て家庭への支援は欠かせないものであろうということで、子育て家庭への支援を第5章で規定したこと。2点目としては、子どもの権利の保障を理念的に言うだけではなくて、具体的な権利救済制度が必要だろうということで、第6章に権利相談員ですとか権利救済を含めた権利救済制度を構築したこと。それから3点目は、国連の条例の採択日、11月20日ですけれども、これを相模原の子どもの権利の日ということで、通年を通じて意識醸成は必要ですけれども、この日を基準に、その前後を含めて積極的な意思啓発活動をやりたいなということで、第7章に規定しているところでございます。

田中委員 子どもの権利の日について、11月20日と伺ったのですが、例えば、その日に何か周知活動ですとか啓発活動など、何か今の時点で考えていらっしゃるものがありますでしょうか。

大貫こども青少年課長 今回の時点で具体的にということではないのですけれども、例えば、視点として、子どもが主体的に参加する、そういったイベントであって、かつ、地域住民や市民の方にも啓発ができるようなもの、そういったものがその日を基準に積極的にできないかなと思っています。これまでもシンポジウムですとかチラシの配布なんかはしているのですけれども、それだけをとって、なかなか皆さんに来ていただくというのは難しい部分も確かにありますので、今回、権利条例ができたわけですし、子どもの権利の日を定めたわけですから、当然、市といたしましても熟慮してやっていきたいとは思っています。そのときには、やはり教育委員会との連携は欠かせないものだと思っています。

田中委員 すごく子どもに寄り添った条例になっているなと思って読ませていただきました。今、おっしゃっていた周知というところで、やはりなかなかこういうものは、一般の市民に知られることがなくてというところなのですね。せっかく子どもたちのためにつくったものですから、子どもに関係する全ての人たちと、子どもたち本人にもわかってもらいたいなと思うのですが、その辺で何かやっということや、どのように周知をしようかなと考えていらっしゃるか、具体的にあったら教えていただきたいので、お願いします。

大貫こども青少年課長 委員のご指摘のとおり、やっぱりこの条例は周知、意識啓発、そういったものがないと、全く生きてこないのかなということは、十分考えなければいけないと思っています。具体的にというお話があったのですけれども、今、考えているのは、例えば、子どもには子どもにわかりやすいパンフレットをできるだけ、どこまでで

きるかわかりませんが、学齢を分けた形でつくって、それを直接的には教育委員会の方で活用していただけないかなと、1つは思っています。

それから、保護者の理解も非常に大切でございますので、まずはPTAと連携して、お話をさせていただいて、周知啓発活動ができないかなと考えております。実際、審議会の委員の中にもPTAの役員に入らせていただきまして、審議会の途中経過、それから現在の状況、そういったものを逐次報告していただいているのですけれども、条例ができましたら、さらに深くやっていきたいと思っています。

あと、一般市民の方には、やっぱり一般市民向けのパンフレットをつくって、要するにターゲットを絞るといふか、目的をきちんと持って行っていく必要があるのかなと思っています。

西山学校教育課長 子どもへの周知ということにつきましては、今、お話がありましたが、学校教育課、教育委員会の方も、これには一緒になって取り組んでいかなければいけないと思っております。特に、子どもへの周知や、保護者への周知については、私どもで行っているところでは、5月がちょうどいじめ防止月間でございますので、この月間あたりにこのお話をうまく持ってこれればいいかなと考えます。また、11月20日が子ども権利の日ですが、この11月もいじめ防止月間でございますし、また、いじめ防止フォーラムもここで開催されますので、連携をとりながら、全市的な取り組みができればと考えているところでございます。

さらに、教職員への理解・周知というものが、非常に多分重要になってくると思いますので、このところにつきましては、人権・福祉教育担当者会議などの、あらゆる人権教育にかかわる会議等で周知を図るといふことが重要になってくると思います。

また、私どもの学校教育課の方では、今、月に1回、人権・児童生徒指導にかかわるほっとラインという名前のメールマガジンを、全職員向けに発信しています。この中に、子どもの権利条例が制定されたこと、また、その中身については、特集号を組んでいくということも考えられます。さらに、総合学習センターの人権研修等の中でも、このことを紹介するなど、あらゆる機会を通じまして、とにかく教員への周知、そしてその理解、さらに一番大事なところは、子どもがこのことを、自分の権利を正しく学ぶ、また、仲間の権利を尊重することがすごく重要になってきますので、連携を図りながら、取り組みをしていきたいと思っております。

福田委員 今、学校教育課長の方から学校との関連でお話しいただきましたので、少し安

心いたしました。やはり子どもの関係となると、こども青少年課でも行っていると思いますが、ぜひ、この権利条例ができることによって、本当の連携というものがないと、多分、こういうものがあるよというだけで終わってしまいそうな気がします。なので、5月のいじめ防止月間とか、11月はその権利の制定の日ということになるのと同時に、虐待防止の月間でもありますので、5月、11月の双方で、こども青少年課、それから学校教育課あわせて、やっぱり子どもの権利ということで、最善の利益をもたらすということについて、しっかり学んでいくと同時に、虐待等から見ていくと、やっぱりハラスメントということについて、まだ大人の方は鈍感であるということがあるかと思っておりますので、あわせて学び合って、この権利条例を育てていくというような、そういう方向で取り組んでいただきたいと思います。

田中委員 今、西山課長からも言われたし、本当に皆さんで守っていかねばいけないのかなと思ったのですが、1つ、さっき課長のお話の中にも、正しく学んでいくということがあったと思います。権利ということで、確保されるというか、そこが守られるということがすごく大事だと思うのですが、ややもすると、権利を振りかざすようになってしまふことがあります。そうではないよ、権利というのはそうではないよというところまで学んでもらって、子どもたちが決してそれを振りかざすのではなく、自分たちは守られているというところでやってもらえればいいかなと思います。大人が今、割とそういうところがあるかなと思います。これは権利だからと、そこばかり主張することになってしまう。それをやっぱり子どもたちが、自分たちはそういうもので守られていると、それは自分たちの大事なことだけれども、決してそういうふうな使い方を間違えないようにということも、ぜひ教えてあげていただけたらなと、これはちょっと切に願っているところです。よろしくお願いします。

永井委員長 権利救済についての表記がございます。例えば、私が普通に考えて、ネグレクトが疑われるとか、虐待が疑われるとか、あるいは、学校でいうと、いじめがあるとか、不登校がどうかかわるかは別ですけれども、子どもの権利が侵されていると思われるような事例があったとき、今現在もそれぞれのしかるべき窓口があって、相談業務等をしているわけですね。この条例が制定されることで、何か今のやり方と変わってくるようなことってあるのでしょうか。例えば、学校の職員としては、関係する機関の窓口と連携をするのだとは思いますが、何か私もうまく質問ができないのですが、この条例によって、より子どもの権利が守られる手助けになるのだとは思っているのですが、

今、具体的に何か事例があったときに、一市民としては、どういうふうになればいいのかなと思っているのですが。

大貫こども青少年課長 その辺の窓口ですとか、市民が混乱するのではないかというお話は、やはり庁内の議論の中でもございました。私どもは、そのときにどう考えたかといいますと、子どもにとって、SOSを出す場所は、これは広い方がいいのでしょうかということが、まず基本原則で立ちました。そうした中で、子どもが抱える様々な悩みをまずは1回は大切にそこで受け止めて、その内容が今回の救済制度の枠組みであれば、当然、公平・公正、それから第三者性という独立性、そういったものを持った救済制度というのは、今回、これが相模原市では初めてだと思うのですけれども、そこを生かして、子どもに寄り添った形で支える、あるいは働きかける、そういったことができるようになると思っています。

ただ、委員がおっしゃるように、現在もいろんな窓口があって、そちらが十分機能している部分もありますので、そちらの方がその子どもにとって最善であれば、そちらの方に上手にシフトしていくと。そのときのかかわり方としては、やはり私どもと、それから既存の窓口との連携が非常に大事だと思っていますので、そこは十分注意しながらやっていかなければいけないなと思っています。

田中委員 子どもの権利相談員は、どういう体制で組まれることを考えていらっしゃるか、お願いします。

大貫こども青少年課長 この権利条例に伴った必要経費の予算をここで今度の議会に計上してございますので、まだこういうふうになるという約束はできないのですけれども、権利救済委員と、それから相談員ということの2層構造で考えています。それは何故かという、常設的に受けていただくのが相談員、その相談員が子どもの状況を上手に読み取った中で、それを救済委員に報告して、その指示を仰ぐ。要するに、総括の立場が救済委員、それを補佐する立場が相談員というようなイメージでございます。

したがって、相談員はほぼ毎日、休みを除いて常設的に置き、救済委員については、交代で日を決めて配置すると、そんなイメージで今考えているところでございます。

大山委員 この条例を見ますと、例えば、今後、子どもの貧困についても、国で本格的に取り組んで、法律的にも定まってくるだろうと思います。ただ、現状では相模原市を眺めてみると、そういう子どもの貧困から来るような、個々の事例においては、色々な窓口を通じて対応しているのですけれども、結局、私の目から見ると、有機的にそういうものが

つながっていないと思います。

こういう条例をつくり、子どもが主体だといっても、要はやっぱり保護者なのですよね。子ども自身がSOSを発してからではなく、むしろ周りから気づいてあげる。それを拾い上げて、いい方向に持って行ってあげる。これは、子どもの貧困に関しても、今後、問題になっていくと思うけれども、学校だけの問題ではなくて、やっぱり社会全体で声を聴いてあげ、それに対して答えを反映させてあげることが大切ではないかと思います。

なかなか現状は難しい問題があるけれども、こういう条例ができることで、何とか有機的に結びついてほしいなというのが個人的な意見です。

永井委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ないようですので、これより採決を行います。

議案第10号、相模原市子ども権利条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第10号は可決されました。

相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担等に関する条例について

永井委員長 次に、日程10、議案第11号、相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤こども育成部長 それでは、議案第11号、相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担等に関する条例につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書の4ページの提案の理由をご覧くださいと存じます。

本議案は、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額を定め、市が設置する特定教育・保育施設の利用に係る利用者負担額等の徴収に係る所要の定めをすることにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により提案するものでございます。

お手元の関係資料1、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う利用者負担についてをご

覧いただきたいと存じます。

1、概要でございますが、平成27年4月1日に施行される子ども・子育て支援新制度に対応するため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る国の利用者の負担の考え方を基本といたしまして、現行の本市の保育所入所に要する費用徴収基準を踏まえ、ました利用者負担に関する規定を定める条例を制定するものでございます。

中段の表は、市が定める利用者負担額が適用される施設及び事業をお示したものでございまして、特定教育・保育施設は、認定こども園、それから私学助成を受ける幼稚園を除いた幼稚園及び保育所でございます。公立幼稚園につきましても適用するものでございます。特定地域型保育事業でございますが、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育が適用されるものでございます。

2、国における利用者負担の考え方でございますが、利用者負担につきましては、市町村が世帯の所得の状況、その他の事情を勘案し、現行の幼稚園及び保育所の利用者負担の水準をもとに、国が定める水準を限度といたしまして、子どもの認定区分ごとに利用者負担額を定めることとしております。

2ページをご覧ください。

中段の認定区分、認定条件、給付の内容及び利用可能施設等を示した表でございます。1号認定子どもは、満3歳以上の小学校就学前の子どもで、幼稚園等での教育を希望する場合がございます。公立幼稚園に入園する園児は、全て1号認定となります。2号認定子どもでございますが、満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育を必要とする事由に該当いたしまして、保育所等での教育・保育を希望する場合がございます。3号認定こどもは、満3歳未満の子どもで、保育を必要とする事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合がございます。

3、本市における利用者負担額の設定についての基本的な考え方でございますが、1号認定子どもの利用者負担額につきましては、現行の本市の保育所入所に要する費用徴収基準表の階層区分を踏まえ、まして、市民税額及び世帯の状況に応じまして、新たな階層区分を設けます。また、2号、3号認定の子どもの利用者負担額につきましては、現行の本市の保育所入所に要する費用徴収基準表の階層区分を基本といたしまして、市民税額をもとにした階層区分で設定するとともに、新たに国と同様に保育短時間認定を受けた子どもの利用者負担額を設定いたします。

関係資料2の1ページをご覧くださいと存じます。

平成 27 年度相模原市利用者負担額基準表（案）でございます。

表の中央、真ん中の縦の列の欄が 1 号認定の子どもの利用者負担額の市基準の案でございます。右側の現在国が仮に示しております基準を限度といたしまして、国基準の階層間での利用者負担額の差を緩和するため、市民税額をもとに、新たに 15 階層を設定いたします。

2 ページの 2 号認定子どもの利用者負担額基準表をご覧いただきたいと存じます。

本市の保育所入所に要する費用徴収基準表の 26 階層区分を基本といたしまして、2 号短時間及び 2 号標準時間の子どもの利用者負担額でございます。

3 ページの 3 号認定の子どもの利用者負担額基準表につきましても、2 号認定子どもと同様に、26 階層区分を基本といたしました利用者負担額でございます。

恐れ入りますが、議案の 1 ページにお戻りいただきたいと存じます。

第 3 条をご覧いただきたいと存じます。

先ほど関係資料 2 でご説明いたしました具体的な利用者負担額につきましては、政令で定める額を限度として、支給認定保護者が属する世帯の状況、その所得の状況とその他の事情を勘案いたしまして、支給認定子どもの年齢に応じて、規則で定めるものでございます。

なお、平成 27 年 3 月末時点におきまして、公立の幼稚園に在園する園児の利用者負担額は 1 万円を限度とすることについて、規則で定めるものといたします。

第 6 条から第 10 条につきましては、市が設置する特定教育・保育施設の利用者負担額及び延長保育事業等に係る費用の徴収等に関する事項を規定するものでございます。

第 11 条は、この条例の施行について必要な事項を規則に委任するものでございます。

附則第 1 項は、本条例の施行期日は、平成 27 年 4 月 1 日といたすものでございます。

附則の第 3 項でございますが、相模原市立幼稚園の保育料等の徴収に関する条例を廃止するものでございます。

以上で、議案第 11 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

田中委員 認定区分の中で書いてあるのですけれども、教育標準時間、保育短時間、保育標準時間について、その違いというか、どういうふうになっているのかを教えてください。

阿部保育課長 教育標準時間、保育短時間、保育標準時間の違いでございますけれども、まず教育標準時間につきましては、基本的に1号認定が幼稚園等での教育を希望する場合ということでございまして、現行の幼稚園で利用されている時間、大体4時間ぐらいだと思うのですが、そのあたりのところが教育標準時間という考え方でございます。それに対しまして、保育短時間と保育標準時間ですけれども、今、現行の保育所の開所の時間は11時間が基本的になっており、それが保育標準時間ということでございます。それに対して、もう少し短い時間でも保育が可能な場合もあるというようなことの中で、ここで新たに保育短時間が設けられまして、これにつきましては、基本的に8時間というような設定となっているような状況でございます。

田中委員 その中で、幼稚園と保育所と分かれている場合は、1号認定も、2号認定も、年齢的には同じだと思うのですが、認定こども園の中で1号と2号という区別というのは、保護者の希望によるものと見るのでしょうか。同じ認定こども園で、そういう違いのある子を預かる可能性というのは、あるのでしょうか。

阿部保育課長 基本的に、認定こども園につきましては、1号、2号、3号それぞれ入ってくるような形になります。例えば2号認定子どもは、保護者の方が就労しているため、保育が必要なお子さんが、現行保育所に入っているというようなことでございます。その場合、現行も保育所の入所を決定するに当たりまして、就労の状況とかを見て入所していただいているのですけれども、今後についても、その認定の区分をまず申請していただいて、市の方でそれぞれ1号認定、2号認定、3号認定という認定をさせていただくような形になります。その中で、2号認定のお子さんでしたら、保育が必要だということで長い時間預かるというような形になりますし、1号認定のお子さんであれば、現状、幼児教育というような形の幼稚園にお通いの方であれば、短い時間でというような形でのご利用になるのかなと。

あとは、短い時間の中でも、日によっては、もう少し預けたいとかというようなことも発生するのですけれども、そういった場合には、一時預かりとか、そういったものを利用していただいて、通っていただくというような、そんな形になるかなと思います。

永井委員長 ほかはありませんか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ないようですので、これより採決を行います。

議案第11号、相模原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担

等に関する条例についてを原案どおり決めるにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第11号は可決されました。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

永井委員長 次に、日程11、議案第12号、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第12号、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例の中で第1条にございますように、相模原市児童生徒等災害見舞金条例の一部を改正する条例につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、関係資料の1をご覧くださいと存じます。

12月5日の教育委員会協議会におきましてご説明させていただきましたが、いわゆる子ども・子育て支援制度の施行に伴う関係条例の整備を行うものでございまして、相模原市立認定こども園条例の施行に伴い、相模原市児童生徒等災害見舞金条例に規定する見舞金の贈呈対象に、相模原市立の幼保連携型認定こども園に在籍する幼児を加えるものでございます。

現行の見舞金についての考え方でございますが、1にございますように、市立の保育所をはじめ、小・中学校につきましては、市が設置者として、私立保育所につきましては、児童福祉法の規定により、保育所を行うことを市から委託したものとして、それぞれ見舞金の対象としております。

認定こども園条例施行後の贈呈対象につきましては、2にございますように、公立と私立の2種類の幼保連携型認定こども園が設置されますが、これまでの対象と同様に、設置者として、公立の幼保連携型認定こども園について対象とするものでございます。

次に、条例の改正の内容についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、関係資料2をご覧いただきたいと存じます。

用語の定義についてでございますが、第2条第1号に規定する生徒等につきましては、現行の条例では、市立の幼稚園、小学校または中学校の幼児、児童または生徒としておりましたが、改正後におきましては、これに幼保連携型認定こども園に在籍する幼児を新たに見舞金の対象として加えるものでございます。その他の改正につきましては、語句の整理等を行うものでございます。

以上で、議案第12号、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

永井委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

永井委員長 それでは、ないようですので、これより採決を行います。

議案第12号、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてを原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

永井委員長 ご異議ございませんので、議案第12号は可決されました。

休憩いたします。それでは、再開時間を5時25分といたします。

(休憩・17:11~17:25)

永井委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を続けます。

平成26年度教職員研修実施状況及び平成27年度教職員研修実施計画について
永井委員長 事務局から報告事項があるようです。

報告事項1について、総合学習センターからお願いします。

金井総合学習センター所長 それでは、平成26年度教職員研修の実施状況及び平成27年度教職員研修の実施計画について報告をさせていただきます。

まず、平成26年度の教職員研修の重点でございますが、授業力の向上、教育課題への

対応、支援教育の推進、教育の情報化の推進、以上の4点として研修を進めてまいりました。平成26年度新設講座につきましては、校内支援体制の充実、支援教育コーディネーターの資質の向上に向け、各校1名参加の支援教育コーディネーター研修講座を新設いたしました。また、重点課題につきましては、年次研修や教育課題にかかわる研修等でも取り上げ、重点を置いての実施といたしました。

次に、平成26年度の講座数と受講者数、並びに4の研修効果につきましては、資料の方の表をご覧くださいと存じます。

各研修後に実施する受講者アンケートの平均をまとめて、受講者の評価として一覧にさせていただきました。概ね受講者からの高い評価を得ていると考えております。

続きまして、5番、平成26年度教職員研修の成果と課題についてでございます。

成果といたしまして、講義や協議を通して、個々の課題や改善策を明確にすることができたこと、いじめの未然防止についての研修では、組織対応の意識を高めることができた。学校を会場とする研修の実施等を通して、学校への支援を拡充することができた。管理職を対象に実施した研修では、教育雑誌「さがみはら教育」と関連した内容を取り上げ、研究と研修の双方向から校内研修の取り組みにつなげることができた。年次研修では、受講者一人ひとりに十分かかわることができた。以上の5点を成果として挙げさせていただきました。

裏面をご覧くださいと存じます。

課題といたしましては、年次研修のうち、特に5年次研修、10年次研修において、校外研修と校内研修との関連づけが十分に果たせなかったという点が挙げられます。

次に、平成27年度教職員研修の重点について説明させていただきます。

平成27年度は、(1)の授業力向上を図る研修の充実を最重点目標といたしまして、研修を今、計画しているところでございます。特に、指導主事が学校へ赴き、学校を会場としたグループ協議の場を設定するなど、教職員の授業力向上のため、年次研修における授業講座と協議の充実を図ってまいりたいと考えております。ほかに、子どもの人権を大切に、児童生徒理解を深めるための研修の充実、支援教育を推進する研修の充実、教育の情報化を推進する研修の充実を重点に研修を計画してまいります。平成27年度の新設講座といたしましては、文部科学省主催による英語教育集中研修の参加者を講師とし、英語の伝達研修講座を小学校、中学校、それぞれで実施いたします。

8の平成27年度教職員研修の主な変更点でございます。(1)といたしまして、平成

26年度の成果と課題を踏まえ、各研修講座、特に、5年次研修と10年経験者研修の内容の見直しを図ります。(2)といたしまして、養護教諭、学校栄養職員の年次研修の回数を精選いたします。(3)といたしまして、教職員が研修により参加できるように、課業期間における技能研修講座の一部開始時刻を午後4時開始とし、必要なテーマごとに受講可能といたします。(4)としまして、支援教育研修の内容を見直し、回数の精選を図ってまいりたいと考えております。

以上、改善を図りながら、より充実した研修が実施できますよう、平成27年度も研修を計画、実施してまいりたいと考えております。

永井委員長 説明が終わりました。質疑等がございましたら、お願いします。

田中委員 平成27年度の教職員研修の変更点というところで、養護教諭、学校栄養職員の回数を精選するというところと、支援教育研修の内容を見直し、回数を精選するというのがあるのですが、実際には、それをよかったから増やしていくのか、それとも、よかったけれどもこんなには要らないのかなとか、その精選するというところを具体的に教えていただけたらなと思います。

金井総合学習センター所長 養護教諭等の研修につきましては、一般の教諭の年次研修の回数との整合を図るという意味もございしますが、内容的に若干の重なりがある部分を整理いたしまして、回数を整理するということを考えております。また、支援教育の研修に関しましては、支援教育コーディネーターにかかわる研修であったり連絡協議会というようなものが、総合学習センターだけではなくて、教育委員会の例えば学校教育課の主催する会議等もございまして、ここも内容的に重なりがあり、養護教諭の皆さんも、また、コーディネーターの先生方も非常に学校の中で多忙であり、重要な役割を担っていただいていることから、関係課とも連携する中で、整理を図っていくというふうな考え方の中での精選ということでございます。

永井委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に係る結果公表について

永井委員長 それでは、次に移ります。

報告事項2、学校教育課からお願いします。

土肥学校教育部長 平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、本市ホ

ホームページに掲載する内容についてご報告申し上げます。

本調査は、昨年度に引き続き、本年度も悉皆調査として行われました。文部科学省から12月末に報告を受け、データ分析を行い、別添のとおりまとめ、昨年度同様、ホームページに掲載するものでございます。この分析結果を学校だけでなく、家庭や地域にも情報を発信することで、情報を共有し、体力向上に関する意識を高め、課題改善を図ってまいりたいと考えております。

なお、各校には、既に学校ごとの結果が送付されております。

詳細につきまして、学校教育課長からご報告申し上げます。

西山学校教育課長 それでは、お手元にお配りしております、平成26年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」相模原市分析結果についてご説明させていただきます。

はじめに、紙面構成についてご説明させていただきます。

まず、表紙でございますが、本調査に関する概要になっております。実施日、対象、目的、調査事項について載せております。

恐れ入ります、表紙をめくっていただきまして、1ページは、分析結果から見られる本市の状況について、2ページは、実技に関する調査の概要として、本調査から分析された小学校並びに中学校の課題について示しております。

3ページでございます。実技に関する調査の課題について、小・中共通課題の3点と課題解決に向けた有効な取り組みを取り上げております。

4ページは、児童・生徒質問紙調査の概要について、児童・生徒が運動やスポーツにかかわる質問紙について答えた状況を全国の比較で示しました。

5ページでございますが、平成25年度調査との比較といたしまして、昨年度からの本調査結果の経年変化について、特筆すべきものを示しました。

6ページは、体力向上に向けてと題しまして、主に教育委員会として、今後取り組むべき内容を示しました。

7ページでございます。家庭地域にお願いしたいことといたしまして、生涯体育の重要性から学校以外の場でも運動することの大切さについて、地域・家庭にお願いをしております。

8ページは、体力向上に向けたヒントといたしまして、児童・生徒に質問紙から推測される体力づくりのヒントを示しました。

最後に、9ページ以降、12ページまででございますが、本市教員向けに、市内各校で

取り組みました実践事例と参考資料について掲載しております。

それでは、恐れ入ります、1ページにお戻りいただけたらと思います。

順を追って、説明をさせていただきます。

1ページでございますが、本市の状況について、下段にある1週間の総運動時間の分布を示しながら、本調査から分析された結果の概要を総括的に説明しました。本市の小・中学生、男女とも、全国と比べて体力が低い傾向にございます。分析結果からは、子どもたち一人ひとりの体力が低下しているというよりは、体力の低い傾向の子どもたちが増えているという状況がございました。その一方で、徐々にではございますが、各校での体育等の授業改善等が図られており、昨年度と比べ、子どもたちの運動やスポーツへの関心は高まり、体力向上に関する意識の向上が見られております。

2ページ以降が調査結果についての具体となります。

それでは、2ページについてでございますが、実技に関する調査について示しました。上段の実技に関する調査の概要といたしまして、小・中それぞれで行う種目と体力合計点の算出の仕方について、まず示しました。中段は、全国の状況について、9種目と体力合計点の全国平均値を数値で示しております。下段は、9種目の調査方法と全国と比較した相模原市の状況を、数値は用いずにその結果を示しました。特に、サイドステップを20秒間で何回できるかを計測する反復横跳び、また、20mの間を何回折り返して走れるかを計測する20mシャトルラン、30秒間で腹筋が何回できるかを計測いたします上体起こしの3種目については、小・中共通課題といたしまして、星印をつけて示しております。

恐れ入ります、3ページをお開きください。

ここでは、課題として分析した3種目につきまして、考察を含め、詳しくその状況を示し、あわせて下段にありますように、課題を解決するための有効な運動について、例を示しました。

4ページです。児童・生徒質問紙調査の概要につきまして、2段目にありますように、質問紙の中から主な項目における全国の状況を示し、3段目には、本市の状況といたしまして、国との比較をすることで、子どもたちの運動にかかわる意識について示しております。

本市の状況でございますが、この本文にありますように、小学校男女における「保健体育の授業で学んだことを思い出したり実際に使うことがある、ときどきある」と答えた児童、中学校男女と小学校男子における「放課後や休日に、投げる運動等をするのがよく

ある、ときどきある」と答えた児童・生徒、中学校男女における「卒業後、運動する時間を持ちたいと思う」と答えた生徒の割合は、いずれも全国平均を上回っているという状況でございました。

また、下段にありますように、オリンピック・パラリンピックについての関心の度合い等につきましても、全国との比較を二重丸から三角までの4つの記号を用いましたが、いずれも本市の児童・生徒は、全国と比べて高い意識を持っているということが伺えました。

恐れ入ります、5ページをお開きください。

平成25年度調査との比較といたしまして、昨年度調査結果から見られる本年度の成果や課題について記しました。上段、実技に関する調査については、各調査対象ごと、昨年度より数値が上昇している種目を記しまして、あわせて体力調査にかかわるAからEまでの総合判定の推移についても示しました。

また、2段目には、児童・生徒質問紙調査についての欄では、運動やスポーツへの関心等が大幅に上昇していること、さらに、教師が回答した学校質問紙調査においても、小・中学校とも、学校として体力・運動能力向上のための目標を設定している学校が大幅に増加し、下段、実技に関する調査の全学年実施状況率につきましては、小学校において20ポイント以上上昇し、授業改善を含め、意欲的な傾向が見られました。

6ページでは、体力向上に向けてといたしまして、上段に体力合計点と児童・生徒質問紙の内容について、その相関関係を示しました。体力合計点が高い児童・生徒ほど運動が好き、体育の授業が楽しい、保健体育の授業で子どもたちに目標が示されている等の比率が高いことがわかります。

なお、中段以降は、教育委員会としての取組といたしまして、体力向上に係る実践事例の紹介から、体力テストに向けた学校の取組の支援まで、重点を5点挙げるとともに、下段、今後推進していくこととして、1週間の総運動時間60分未満の児童・生徒の減少等、3点を挙げて改善策を示しました。

恐れ入ります、7ページをお開きください。

家庭地域にお願いしたいことといたしまして、児童・生徒質問紙の調査結果から、入学前の家の人との運動頻度、入学前の地域の子どもの運動頻度、家の人からの積極的な運動のすすめ等について、体力合計点との相関を示し、運動の推奨についてお願いするとともに、下段に示しましたように、休日等に子どもたちが活動する場所の多くは、地域のグラウンドや体育館であることから、運動に親しむことが生活の一部となるような取組

みについて、地域に向けて協力をお願いしております。

8ページは、体力向上に向けたヒントとして、できなかったことができるようになったきっかけ、運動部活動に参加してよいと思われる条件、本調査に係る実施上の工夫について、児童・生徒質問紙の回答等から体力向上にかかわるヒントについて示しております。

9ページ以降につきましては、体力向上の効果のあった実践事例を掲載しており、9ページでは、健康教育の視点から家庭・地域と連携して、体力向上を推進した取組について示しております。

10ページは、体育の授業以外で体力向上を推進している取組及び体育の授業において体力向上を推進している取組について示しております。

11ページでございます。こちらでは、新体力テストの結果を生かした取組について、市内10校の小・中学校の顕著な取組事例を集めて示しました。学校が取り組んでいる内容について広く知ってもらうことで、体力向上について、市内にさらに広げてまいりたいと考えております。

なお、今後でございますが、市のホームページにこれらを掲載することで、市民への周知を図ってまいります。また、学校につきましては、担当者会や校長会、また、研修等あらゆる機会を通して周知に努めまして、学校への指導・支援に役立ててまいりたいと考えております。

また、体力の向上には、家庭での理解・協力が非常に重要であると考えているところから、学校を通して家庭への働きかけや、これの情報の提供のみならず、市P連等とも連携を図りまして、家庭へのご協力、また、周知にも努めてまいりたいと考えております。

永井委員長 説明が終わりました。質疑等がございましたら、お願いいたします。

福田委員 前年度も話し合いで出てきたことかと思うのですがけれども、成績の問題はともかく、全体の運動量が低いということが出てきていると思うのですね。取り組みとして、運動量を確保した体育授業実践の推進というようなことが出ているのですがけれども、休み時間とか日常的にどれぐらい体を動かしているかということについて、もう少し踏み込んだ調査をする必要があるかなと考えます。

私も昔、子どもに万歩計を持たせて、1週間で実際にどれぐらい歩いているかという調査をしたことがあるのですが、調査するということによって意識づけられて、運動量というか、歩く量が増えたというようなこともあったりして、やっぱり啓発活動というものについて、やる気が出てくるようなものを組み込んでいく必要があるかなと思いました。

谷口台小学校に先週行きましたときに、一輪車がすぐに使えるところにありました。シャトルランなどの体力テストの種目を頑張るよりは、何かちょっとそういう工夫を学校で行うことで、子どもが喜んで体を動かすことができるような取組も考えていただくといいかなと思います。

もう一つ、5ページに肥満度について書いてありましたが、本市は、去年の実績もそうだったのですが、どっちかという、痩身型、痩せている人が多いということのようです。だから、肥満についてだけでなく、あまり食べない子どものことについても、ぜひ力を入れていただきたいなと思います。

田中委員 データだけでなく、きちんと分析をしていただいて、一般の方にもわかりやすく解説していただいているというところは、本当にありがたく思っております。やはり体力って何で必要なのかというところが、なかなか子どもたちにも保護者にも考えがなかなと思います。私学を受験するのに風邪を引いてはいけないから、3学期は休ませましたということを聞いたことがあります。それは一部の方だと思いますが、そういうことではなくて、自分の現在の力でできることを精いっぱいやるということが大事なのではないかなと思いました。

その中で、やっぱり体力というのは、生きていく中での基本的なことであり、先ほど福田委員からも痩せ型のことについてお話がありましたが、食べることと、運動するということが全部関係しているよということを理解することが、すごく大事なのではないかなというのを感じました。

シャトルランなどの種目は、それぞれの運動能力をはかるための手段であって、やっぱり体を動かせる機能が発達してくれば、おのずと記録は上がってくるのかなと思うのと一緒に、私はやっぱり意識として、子どもたちが体を動かすことが楽しいとか、そういうふうに思ってくれているということが本当にうれしかったし、大事なことだと思います。ですから、そういう意識づけと一緒に、成績を伸ばすための方法を知るということも大事なことと考えますし、さらには、体を動かすことが楽しくて楽しくて動かずにいられないぐらいのパワーを持った子たちが、相模原市の学校にもたくさんいてほしいなと思っておりますので、ぜひ広く周知していただいて、みんなで考えていきたいなと思いました。

こちらは、市の教育委員会のホームページに掲載されるということですが、学校でもホームページをたくさん持っていらっしゃると思うので、そこからこのページへのリンクづけをしていただけたらうれしいかなと思いました。

福田委員 すみません、先ほど言えばよかったのですが、運動能力等についての成績が、全国と比べて必ずしも良いわけではないにもかかわらず、体育の授業が楽しい、やや楽しいというのが圧倒的に多かったということは、相模原市内の先生方のご努力だということで、非常に私もうれしく思いました。

永井委員長 それでは、この件はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 次に、教育委員会の主なイベント等について、お手元にあります広報カレンダーに2月から3月はじめまでの予定がまとめてあります。ご覧いただきたいと思います。

この件は、何かご説明がございましたら、お願いいたします。

土肥学校教育部長 カレンダーの2月21日土曜日に開催が予定されております「さがみはら教育シンポジウム 教員をめざしているすべての方へ」、これについて若干ご説明をさせていただきます。

ウェルネスさがみはらの7階の視聴覚室を会場といたしまして、14時から16時の日程で開催をいたします。このシンポジウムは、昨年度からスタートしたもので、次年度の受験対象者に限らず、教員を目指します高校生以上の方を対象として、100名の参加募集となっております。目的といたしましては、教師という職業の魅力を伝え、将来に夢を持ってもらうこと、また、さがみはら教育の特色を伝えて、相模原市に興味を持ってもらうこと、この2点でございます。

具体的な内容といたしましては、5人の小・中学校教員によりますパネルディスカッションとグループに分かれての座談会を予定しております。教師という仕事に少しでも多くの方々に関心を持っていただき、いずれは本市の教員採用試験を受けていただければと、このような願いを持って開催するものでございます。

ちなみに、1月15日号の広報さがみはらに既に掲載しておりまして、申込期間は1月15日から2月6日までの3週間となっております、電子申請で受け付けておる行事でございます。

田中委員 申込期間が明日までということで、定員は100人ということですが、申込状況について教えてもらってもいいですか。

土肥学校教育部長 今、データとして持っております2月4日現在で、応募者数は43人となっております。ただ、2月7日以降も、電話等々での受け付けをするような予定になっておりますので、できるだけ多くの方が参加できるような働きかけをしまいたいと

思っております。

永井委員長 ほかに説明はございますか。

小山生涯学習部長 せっかくのお時間でございますので、少しでも生涯学習部で行うものにつきましてご紹介をさせていただきます。

まず、2月8日に開催されます、第69回の市町村対抗「かながわ駅伝」でございますが、秦野市から相模原市の相模湖までの全区間51.9キロを7区でつないでまいります。こちらの方に、相模原市立新町中学校の生徒が第1走者として参加をされます。こちらについては教育長が現地で応援をしていただけるようになっております。残念ながら、テレビ中継はありませんので、またご報告をさせていただければと思っております。

裏面の2月15日の一番下になります。民俗芸能大会ですが、こちらはあじさい会館で午後1時から4時半までということで開催されます。毎年開催しているわけですが、相模原市の主立った民俗芸能をここで発表するということで、民俗芸能を正確にしっかりと継承していくためには、こういう発表の場が大切で、我々もしっかりと支援をして、これをぜひ続けていきたいと考えておりますので、多くの方に見ていただければということで取り組んでおります。

右の方へ行きますと、2月19日でございます。図書館ではいろいろなイベントをやっておりますが、この中で、読み聞かせボランティアのための勉強会ということで、地域で子どもたちに読み聞かせをやっているボランティアの皆さんをお呼びして、その方たちへ勉強会をしようということで、これは相模大野図書館がやっております。こういうものをきっかけに、ぜひ図書館に来ていただければということで取り組みをしております。

翌2月20日になります。相模大野にあるユニコムプラザを会場といたしまして、2月20日から22日まで、相模原市文化財展を行います。地域の歴史研究家のグループなどが研究をされたことを発表する場ということで、これも大切にしたいイベントと思っておりますので、しっかりとやっていきたいと思っております。

次に3月1日でございます。こちら相模大野図書館ですが、図書館を活用していただきたいということで、「知ってナットク！安全・安心な食生活」と題して行います。最近、食への関心や、食の安全への関心が高まっております。図書館は直接食となかなか結びつきにくいのですが、食への安全の関心が高まっている中で、少しでもきっかけづくりになればということで、こういうものをテーマにして、相模大野図書館を会場として開催させていただくということでございます。

続いて、3月5日、こちらは橋本図書館でございますが、和稽古その壱「風呂敷の包みのお稽古」を行います。これも直接図書館とは関係はないのですが、とにかく皆さんに図書館に来ていただきたいということで、行うものでございます。

3月7日には、スポーツネットワークということで「中学生セミナー」を行います。これは市内にある大学や企業で、スポーツをやっているアスリートの方たちから、市内の中学生が、技術だとか気持ちだとか、そういうものをしっかりと習ってもらおうということで、こういう場をつくってございます。

同じ3月7日の一番下になりますが、「『花燃ゆ』の世界」ということで、吉田松陰に絡んだイベントを、図書館と大野北公民館の共催で行います。

少しでも興味を持ってもらえればということで、生涯学習部でやっておりますことを、ご紹介をさせていただきました。

永井委員長 この件については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、最後になりますが、次回の会議予定日です。3月5日木曜日、午後1時30分から教育委員会室で開催する予定でございます。確認をしたいと思います。

(「はい」の声あり)

永井委員長 それでは、次回の会議は、3月5日木曜日、午後1時30分開催予定といたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、定例会を閉会といたします。

閉 会

午後5時59分 閉会